

地名 散歩

第110回 内陸にも意外に多い「海」に関する地名の謎

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

「渚」という駅をご存じだろうか。実は国内に2か所あるのだが、いずれも海に面していない長野県と岐阜県にある。ひとつはアルピコ交通(旧松本電気鉄道)上高地線の駅で、松本駅から2つ目の住宅地の中だ。地名の由来について『角川日本地名大辞典』を引けば「地内を奈良井川・田川・穴田川・大門沢川・女鳥羽川などが流れ、絶えず水がたどよう場所であったことによる」とある。現在では渚の字から連想するのは海辺の波打ち際かもしれないが、本来の字義は海に限ったものではなく「水際」、つまり水のある所なら川であっても渚となるわけで、そうなると山の中に渚の地名があって何の不思議もない。

もうひとつの渚駅はJR高山本線の下呂と高山の間あたりにある。飛驒川の溪谷を国

道41号とともに抜けるあたりで、車窓の美しいところだ。江戸時代からの歴史をもつ渚村の由来は『斐太後風土記』によれば「波際に住居を構えたことに由来」としている。こちらも水際だ。両側に山が迫る旧道沿いに少しの家屋が点在する集落なので、1日平均の乗車人数はわずか3人(令和元年)。

海の子がつく地名も意外に多く内陸に分布している。JR線最高地点の駅で有名な野辺山駅をはじめ上位を独占するのが小海線だが、その高所を走る路線に海の子がつく駅名が3つもあるのは不思議だ。そもそも小海線の路線名になった長野県小海町もそうだが、千曲川に相木川が合流する地点に位置するこの町の由来は『角川日本地名大辞典』によれば、その相木川が古代に堰き止められて湖を形成してい



飛驒川の流れる深い峡谷に面した渚の地名(高山市久々野町渚)と高山本線渚駅。地理院地図(標準地図+陰影起伏図透過率90%)令和3年(2021)4月6日ダウンロード



かつて一時的に存在した天然の堰止め湖の上流側に海ノ口、下流側には海尻の地名が生じた。小海線はそれらの海の地名を結んで走る。1:200,000「長野」昭和60年修正

たことによるという。

小海から千曲川をさらに遡った南牧村には海尻と佐久海ノ口の隣り合った2駅があり、これも同書によれば「仁和4年(888)の八ヶ岳の山崩れによる泥流でせき止められて湖となった際、その入口に位置したことに由来(南佐久郡誌)」としている。千曲川を堰き止めた湖の長さは南北4キロにわたり、その「かりそめの堰止め湖」の上流側に海ノ口、下流側に海尻の地名がついたという。後の研究で八ヶ岳が山体崩壊したのは仁和3年(887)で、それが決壊したのが4年であることが判明したそうだが、崩壊した天然ダムの土砂は一気に下流にぶちまけられ、集落や田畑に大きな被害を与えている。

そもそも語彙の少なかった大和言葉で「うみ」といえば現代語の海と湖(水-海)の双方を含む概念で、水が広く湛えられたものをそう呼んだ。漢字が輸入されてから両者が区別されるようになるが、湖と書いて「うみ」と読むこともあり、たとえば神奈川県の芦ノ湖畔にある湖尻の地名は最近まで「うみじり」と読んでいた。ここから外輪山を西へ越えるのは湖尻峠である。いずれも字に引きずられて徐々に「こじり」の誤読が広まって現在に至った。それでも今なお「うみじり」と読む人は一部の年配者にはいるだろう。

ついでながら、近江国の「おうみ」は淡水湖を意味する淡海が転じたものだ。「近江」の字については「近つ淡海」すなわち琵琶湖を意味し、浜名湖を指す「遠つ淡海(遠江)」に対応している。江の字は本来「入江」であるが、内陸湖にも援用したようだ。読みが必ずしも字と対応していないのは、古代では国名は「良い字を2文字」で表記することが求められていたため、ちょっと無理な操作が行われた結果である。

浜という字も漢和辞典では「みぎわ」「なぎ

さ」としており、地名はもちろん海岸沿いに集中しているが、これにも例外の範囲を超えて内陸にけっこう見られる。湖の岸辺を指す「〇〇浜」の地名もあるのだが、川沿いの土地にもあるし、場合によってはどかが浜なのか理解に苦しむ場合も珍しくない。

『地名語源辞典』(山中襄太・校倉書房)によれば、ハマは「海岸、河岸の意味に多く使われているが、その海岸、河岸は、実は相当の高さのある岸、すなわちガケ、土手、堤、急斜地になっている岸のことをいうのが本義で、転じて、ガケや急斜地でない岸をもいうようになった」としている。そうであれば納得がいく場所が多いようだ。埼玉県よりい寄居町の赤浜は荒川の段丘にかかっているし、群馬県南西部の御巢鷹山の麓には浜平という峡谷の鉱泉がある。思えばマ行からバ行に容易に転訛しそうなハバ(矢幅、幅下、羽場など)は崖の地名だ。

他に日本に特有の「当て字」の難しさの例を挙げれば、東北地方から中国地方に分布するハマイバという地名である。たいてい浜井場、まれに浜居場の字が当てられるが、これは一説に「破魔射場」を意味するという。破魔矢といえは厄除けの意味で正月飾りなどに登場するものだが、これを射るところであるから、「ハマを打つ神事が行われていた場所」と解釈される(破魔は当て字)。ハマを崖と解釈することもできるだろうが、ハマイバ地名の多さを考えると、やはり宗教的な意味合いは否定できないのではないかな。

最後に、やはり海なし県の山梨県大月市にある富浜町。由来を調べてみると明治8年(1875)からの比較的新しい地名で、鳥沢・宮谷・袴着の3村の頭文字(袴はハマとした)を並べた合成地名だという(富浜村。昭和29年に大月市に編入)。こちらは海岸や湖岸、崖や破魔矢とも関係ない浜地名である。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『ふしぎ地名巡り』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO.772
2021 May



表紙写真

「みんなで描こう！！
田んぼアート」

第35回写真コンクール佳作
赤平 裕記●青森会

約1,300人が汗まみれ、泥まみれ！これは超有名な田舎館村田んぼアートの田植え体験ツアー。青森会弘前支部では田植えの下書きを3年前からお手伝い。ここの田んぼアートの「旨さ」の秘訣は、みんなの力の結晶なのです。

地名散歩 今尾 恵介

03 司法アクセス学会 第14回学術大会

「オンラインADRのチャレンジ：
コロナウイルス・パンデミックを踏み台にして」
日本土地家屋調査士会連合会ADRセンター 委員長 北村 秀実

05 『地図づくりシンポジウムin岐阜2021』収録を終えて

公益社団法人岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
企画部長 富田 真雄

07 公益社団法人 全日本不動産協会との事業提携基本協定書締結式

09 制度70周年 歴史を学び、未来の可能性を創る 第21回 あいち境界シンポジウム 地籍調査の可能性

13 続!! 愛しき我が会、我が地元 Vol.87

栃木会/広島会

16 土地家屋調査士が行う災害時の社会貢献に関する打合せ

19 eラーニングコンテンツ公開のお知らせ

20 会長レポート

23 会務日誌

25 土地家屋調査士を取り巻くさまざまなリスクその時お役に立ちます！

26 動画撮影&編集作業

28 日本土地家屋調査士会連合会業務支援システム 調査士カルテMap

29 土地家屋調査士名簿の登録関係

30 公嘱協会情報 Vol.149

32 ちょうさし俳壇

33 人事異動 法務局・地方法務局

34 日調連ウェブサイト更新情報

35 お知らせ 土地家屋調査士2022年オリジナルカレンダー

36 ネットワーク50 富山会

37 編集だより

司法アクセス学会 第14回学術大会

「オンラインADRのチャレンジ： コロナウイルス・パンデミックを踏み台にして」

日本土地家屋調査士会連合会ADRセンター 委員長 北村 秀実

司法アクセス学会
第14回学術大会
日時：2020年11月28日(土)
午後1時～午後5時
オンライン開催
Zoom/ZoomJITを併用して開催
ZoomID: 922 282 1234
ZoomURL: https://zoom.us/j/9222821234

オンラインADRのチャレンジ
コロナウイルス・パンデミックを踏み台にして

Ⅰ. 基調講演
講演者①：平田 勇人 氏 (朝日大学法学部教授)
「ODRにおけるマルチモーダル情報の活用」
講演者②：農端 康輔 氏 (弁護士・株式会社キーストン法律事務所)
「日本におけるODRの現状
——弁護士ADRのIT活用を中心に(仮)——」

Ⅱ. パネル・ディスカッション
パネリスト
・基調講演者 (平田勇人氏・農端康輔氏)
・安藤 信明 氏 (司法書士・調布みなみ司法書士事務所)
・田後 隆二 氏 (行政書士・日本行政書士会連合会事務局長)

申込申込み受付：お問い合わせ先 (申込書は別途お申し込みください)
司法アクセス学会事務局 E-mail: jaajf@jaajf.org
〒112-0232 東京都目黒区目黒3-1-1 朝日大学法学部国際ビジネス法学科特任准教授
事務局(受付時間：平日 午前10時～午後5時) 電話：03-5841-3159

司法アクセス学会
第14回学術大会
第14回学術大会テーマ：
「オンラインADRのチャレンジ：
コロナウイルス・パンデミックを踏み台にして」

【企画趣旨】
コロナ・パンデミックにより、対面での手続きを当然の前提として組み立てられている裁判手続きにもADR手続にも大きな変化が起きている。この100年に一度の危機を司法アクセス改善のためのチャンスに変える必要があるとともに、現実にもそのような動きが起きている。これは紛争解決に繋がったことではない。なぜ毎日通勤電車に通勤者や通勤者が増えて同じ時間内に同じ場所に集まらなければならないのか、毎日集まる必要のない仕事、それを必要とする必要のない仕事が大変に存在していることが、テレワークによって必要なら再認識されつつある。ここでは、仕事のやり方が問い直されている。
また、学校教育、とびつきの教育者もそうである。大教室での一方授業のために通学して集まって教室で受けるだけよりも、オンライン授業の方が便利である。オンデマンド授業であれば、都合の良い時間に計画的に視聴できるし、繰り返しや途中停止も可能である。ここでは、教育のあり方が問い直されている。
生活と仕事の様々な面で、このような根本的な問い直しが意識的になされることは人間史上も稀なことには違いない。
この問い直しは司法アクセスにも紛争解決にも生じている。なぜ時間と費用をかけて裁判所に集まらなければならないのか、なぜ時間と費用をかけてADR機関に集まらなければならないのか、ここでは手続の本来の目的である紛争解決のやり方が問い直されている。
今年度の学術大会では、紛争解決のオンライン化の可能性と限界とを理論的および実務的観点から考え直し、対面とオンラインの最適なミックスを探ることにしたい。

参加申込書 メール：jaajf@jaajf.org 期にご連絡いただきも差し支えございません。
FAX: 03-5841-3159 ※切り取りずこのままFAXしてください。
第14回学術大会に 参加します

(お名前) _____
(ご所属) _____
(ご連絡先) TEL: _____ E-mail: _____

1 はじめに

令和2年11月28日、司法アクセス学会第14回学術大会がウェブ会議方式で開催された。いかにもキャッチーなテーマで、企画趣旨も「(以下企画趣旨抜粋)コロナ・パンデミックにより、対面での手続きを当然の前提として組み立てられている裁判手続きにもADR手続きにも大きな支障が出ている。この100年に一度の危機を司法アクセス改善のためのチャンスに変える必要があるとともに、現実にもそのような動きが始まっている。(中略)なぜ時間と費用をかけて裁判所に集まらなければならないのか、なぜ時間と費用をかけてADR機関に集まらなければならないのか、ここでは手続的正義にまで立ち帰って紛争解決の在り方が問い直されている。(以下省略)」というもので、2020年7月に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」の要旨とも合致している。

2 大会の内容

大会は一部の基調講演と二部のパネルディスカッションで構成され、一部の講演者は平田勇人氏(朝

日大学法学部教授)と農端康輔氏(弁護士)であった。最近、ODRという言葉をよく耳にされる方もいらっしゃると思うが、ここでは誤解のないよう二つのODRについて整理しておきたい。一つ目が既存のADR手続におけるITの活用。二つ目が、渡邊真由氏(立教大学法学部国際ビジネス法学科特任准教授)によると、狭義のODR、すなわち『オンライン上のプラットフォームを活用して、一連の紛争解決プロセスを実現するメカニズム』といわれている。本大会では一つ目のODRが農端氏の、二つ目が平田氏の講演内容であった。

二部のパネルディスカッションは、基調講演者と安藤信明氏(司法書士)、田後隆二氏(行政書士)がパネリストで、安藤氏からは司法書士が行う賃貸借契約における敷金返還請求等の原状回復事件に関するODRチャット相談・チャット調停の試み等について、また、田後氏からは日本行政書士会連合会としてのADRの取組と実績の低迷について報告があった。

3 ODRにおけるマルチモーダル情報の活用について

今回は以上のプログラムの中で紙幅の関係上、平

田氏の講演を中心に報告させていただくことにする。

平田勇人氏はネットで検索すればすぐに情報が得られるが、裁判所の調停委員の経験も長く、AIによる紛争解決支援の研究をされてきたようである。今回の報告は「ODRにおけるマルチモーダル情報の活用」という題であった。

マルチモーダル情報とは、五感(視覚・聴覚・嗅覚・味覚・触覚)や体性感覚(感覚器が外からはっきり見えず、皮膚・筋肉・腱・関節・内臓の壁そのもの)に含まれる、皮膚感覚・深部感覚・内臓感覚を指す(内臓感覚を除外する立場もある。)といった複数の感覚情報を指し、相手の音声や身振りから発話意欲を推定する研究の中で、さらに相手の表情から発話意欲を推定するといったことらしい。

対面のADRとODRを比較した場合、一般に、対面調停の方が、より多くのマルチモーダル情報を得られるが、マスク着用や、コロナ対策で透明カーテン越しに相手の表情や声色等を解読することは難しい。一方、ODRの場合、マスクをしていても、手で口元を押さえた場合でも、その表情をシステムの力を借りて高い確率で推理する可能性があるというものらしい。

講演資料抜粋

不安そうな表情(写真出所：著作権フリー PhotoAC)

1. 人差し指の先でそっと頬をこする
2. 唇をかむ
3. 身に着けているものをいじる
4. 男性が指で髪をとかすしぐさをする
5. 女性が髪の後ろを素早く持ち上げて落とす



以上は不安そうな表情解析の一例であるが、その他・喜ぶ表情、驚いた表情、困惑した表情、悲しそうな表情のそれぞれを数値化し表情解析すると、「ODRにおけるマルチモーダル情報の活用、音声・映像認識機能の中でも、映像認識システムはODRにとって大きな可能性を秘めており、その際に映像認識、表情解析といった面で、調停人をサポートしてくれるであろう。」と報告されている。

また、時間の関係で説明時間は短かったが、法律人工知能を搭載したオンラインADRシステムの可能性として次の①～⑭を挙げている。詳しくは平田勇人『AIによる紛争解決支援～法律人工知能』238

頁～247頁(成文堂、2018)に解説されているので私も勉強したいと思っている。

- ①安価
- ②迅速性
- ③多言語翻訳機能
- ④セキュリティ機能
- ⑤チャットプログラム
- ⑥同期型+非同期コミュニケーション
- ⑦音声・映像認識機能
- ⑧ペーパーレス・大量文書交換
- ⑨システムによる法的推論・解決案提示機能
- ⑩警告・助言・説明機能
- ⑪価値判断・思考支援機能
- ⑫事例データベース
- ⑬ルールベース
- ⑭多国ルールベースとの情報交換機能

4 最後に

測量の場面で、ドローンや3Dスキャナーの活用が当たり前になってきたように、紛争解決の場面でも、今までは、土地家屋調査士は現地があるからオンラインは無理であるとか、メールやチャットでの相談は無理であるとかいわれてきた。しかし、今は既に利用者からのニーズもあり、更なる工夫が必要ではないだろうか。また、土業の中でも土地家屋調査士だけはAIにとって代わられることはない、といった一部の意見による自信は見直した方がいい時が来たのかもしれない。

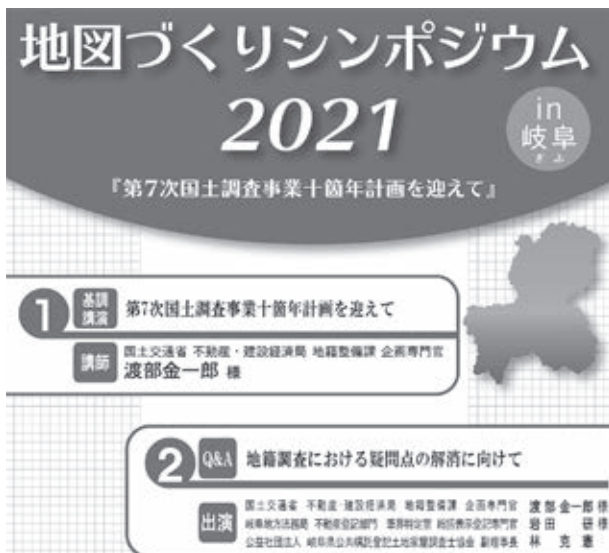
私自身今回の報告内容を全て理解したわけではないが、日頃ODRに関わる中で大きな変革の時代が来る、いや、既に来ているということを感じている。しかし、変化についていこうとすると知識の習得と訓練が必要と思われる。例えば、チャットについてもパーソナルチャットとビジネスチャットの違いの理解も必要であり、秘密保持・説明責任はもしかしたら今以上に求められるのかもしれない。

また、今回は可能性ばかりに注目した報告記事となったが、オンラインの限界ということも併せて考えてみないといけない。司法アクセス学会は現在入会金免除との情報も得ているので関心のある皆さんはウェブサイトで確認してもらいたい。今学術大会の内容を自分の中でも反芻し、将来的なADRセンターの在り方や、そこでの土地家屋調査士の取組について引き続き考えていきたいと強く思った次第である。

『地図づくりシンポジウム in 岐阜 2021』収録を終えて

公益社団法人岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
企画部長 富田 真雄

公益社団法人岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、岐阜県をはじめ県内全ての市町村と防災協定を締結しています。このようなことから当協会は、地図づくりシンポジウムを数年に一度開催し、主に災害対策などの視点から地図づくりの大切さを訴えてきました。今回は、「第7次国土調査事業十箇年計画」が策定されたことをきっかけに、前回に引き続き地籍調査にスポットを当て「地図づくりシンポジウム in 岐阜 2021」を開催しました。



企画の発端は、私が令和元年度第一回岐阜県地籍情報管理研究会で、国土交通省の渡部金一郎様が講義された「国土交通省地籍整備課の現情報告」を受講したことからでした。

「国土調査のあり方に関する検討小委員会」の報告をメインに、「第7次国土調査事業十箇年計画」により今後の地籍においては、法務局との連携がより重要になってくるという内容が心に残りました。当協会は登記所備付地図作成作業についてはもちろんのこと、国土調査法第19条第5項指定関連の事業等、地図づくりの推進についても法務局との連携を進めてきました。今回の「第7次国土調査事業十箇年計画」においても、土地の筆界を明らかにする業務の専門家として何かお手伝いできることがあるのではないかと、との思いからこのシンポジウムを企画しました。

シンポジウムは、従来から集合形式にて開催すべきとの思いから、令和2年5月14日に岐阜県の緊急事態宣言が解除されたことを受け、令和2年11月初旬に開催することとしました。しかし、再び新型コロナウイルス感染者数が増加し、集合形式での開催が困難になってまいりました。その後、数回の協議・検討を重ね令和3年2月末に延期することにしましたが、1月に再び岐阜県に緊急事態宣言が発令され、集合形式による開催を断念し、収録によるDVD配布方式へと変更することになりました。この変更に伴い第2部のパネルディスカッションは、事前に第7次国土調査事業十箇年計画の疑問点や困っていることを市町村担当者にヒアリングさせていただき、その疑問点や困っていることに回答していただくQ&A方式とすることとしました。

さらに、第1部の基調講演と第2部のQ&Aをお願いしていた国土交通省の渡部様は、緊急事態宣言下での県をまたいだ移動ができなくなり、急遽Zoomによる収録をお願いすることになりました。また、会場もスタジオに変更して収録を行いました。また、Zoom等の活用や出演者が早めに退室するなど3密回避の徹底に努めました。撮影スタッフのご協力により何とか撮影が終了し、3月末現在はDVDの編集を進めているところです。

さて、シンポジウムは、第1部の基調講演「第7次国土調査事業十箇年計画を迎えて」と題して国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課の渡部金一郎様に講演いただきました。



渡部金一郎様の基調講演 (Zoom収録)

内容は以下のとおりです。

- 1 地籍調査の概要
- 2 国土調査法、地籍調査作業規程準則等の改正について
- 3 第7次国土調査事業十箇年計画について

第2部は「Q&A地籍調査における疑問点の解消に向けて」と題して、市町村地籍担当者様からの質問に国土交通省の渡部様、岐阜地方法務局不動産登記部門筆界特定室総括表示登記専門官の岩田研様から回答いただきました。

第2部の質問内容は以下のとおりです。

- Q1 所有者の所在が分からないとき
「どこまで調査をすれば筆界案の公告等による手続きが可能なの？」
- Q2 筆界案の公告による調査
「公告内容やタイミングは？住民票があり居所は判明しているが、訪問・電話・郵送等の手段を用いても接触ができない地権者がいます。その筆は、法務局に世界測地系の地積測量図が備え付けられているのですが、法務局備付地積測量図を筆界案として、この制度を活用することができますか？」
- Q3 筆界案の公告による調査
「筆界案の公告による調査により、成果が認証され登記完了後に不明所有者が現れ成果の訂正を実施する必要がでた場合、「地籍調査の成果の誤り等について(昭和48年経済企画庁総合開発局国土調査課長指示)」に従って処理することになるのでしょうか？」
- Q4 リモートセンシングデータの活用
「活用例はありますか？どのような場合に利用できますか？」



岩田研様の解説(スタジオ収録)

- Q5 土地基本法等の一部改正
「概要や背景について…」
- Q6 地籍調査での筆界特定制度活用
「費用、時間、必要な資料など基本的な事項は？」
- Q7 地籍調査での筆界特定制度活用
「【特例申請】の要件とは？」
- Q8 地籍調査での筆界特定制度活用
「【特例申請】で法務局に提出するものは？」
- Q9 地籍調査での筆界特定制度活用
「申請などのタイミングは？」
- Q10 これから地籍調査を円滑に進めるために…
- Q11 法務局の地図作成作業を通じて
- Q12 地籍調査は完了しているが、地図として備付がされない場合がある。

特に質問の多かった内容を中心に関連した事項をピックアップしました。前半は渡部様から、制度改正で可能になった調査などについて、規定を示し解説を加えて分かりやすく説明いただきました。

後半は岩田様から筆界特定制度について「特例申請」を中心に具体的に解説いただき、また、登記所備付地図作成作業の実績を基に現況測量や、復元測量の大切さを説明いただきました。

渡部様と岩田様の講演や解説を拝聴し、地籍整備事業の大切さを改めて確認するとともに、法改正で強化された法務局との連携については、特に筆界特定など日頃土地家屋調査士が代理人や、調査員として関与している業務であり、現況調査、画地調整、復元測量からの立会いは最も得意とするところです。市町村の皆様と我々土地家屋調査士が協力することで地籍調査の円滑な実施に貢献できるものと感じました。

シンポジウムを収録したDVDは、市町村担当者様やホームページ等から応募があった希望者へ配布を予定しております。今回のシンポジウムは、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から無観客での収録形式になったため、講師の先生方には余計なご負担やストレスをお掛けしましたが、コロナ禍で新しい形のシンポジウムを開催できたことは有益であったと思います。

文末になりますが、国土交通省の渡部金一郎様、岐阜地方法務局の岩田研様におかれましては、公務ご多忙の折ご協力いただき誠にありがとうございました。また、聞き取り調査にご協力いただきました、市町村の担当者様にも感謝申し上げます。そして、全ての関係者の皆様にお礼申し上げます。

公益社団法人 全日本不動産協会との 事業提携基本協定書締結式

日本土地家屋調査士会連合会(以下「日調連」という。)では、令和2年度に土地家屋調査士制度制定70周年を迎え、他団体等との事業提携という記念事業を進めてまいりました。

同事業の一つとして令和3年3月29日(月)に公益社団法人 全日本不動産協会と事業提携基本協定を締結いたしました。

当日は新型コロナウイルス感染症対策のため、3密を避ける形で全日本不動産協会の会館において式が執り行われました。

この協定は不動産の安全な取引と国民生活の向上を実務家同士で手を取り合い、両団体が強く連携することにより安心安全な不動産を提供することを目的としています。

相続や空き家問題及び民法改正を踏まえ、社会的な問題を解決することも視野に入れ、全国50の土地家屋調査士会も各都道府県の全日本不動産協会と連携し、情報交換及び協働による相談会等を実施することにより、地元の貴重な財産である土地・建物を適正かつ安全に管理、活用、売却等できるようにすること、また土地家屋調査士の職能や専門性等を理解、活用していただくことを目的としています。



出席者

日本土地家屋調査士会連合会
会長 國吉 正和
副会長 小野 伸秋
常任理事 山田 一博
公益社団法人 全日本不動産協会
／公益社団法人 不動産保証協会
理事長 原嶋 和利
全日専務理事 中村 裕昌
保証専務理事 坊 雅勝

代表者挨拶

公益社団法人 全日本不動産協会
／公益社団法人 不動産保証協会
理事長 原嶋 和利 氏

本日は年度末の大変押し迫った中での締結式、皆さん方、関係者の皆さん、報道の皆様にはお出かけ

いただき誠にありがとうございます。

日本土地家屋調査士会連合会の皆様におかれましては、制度制定70周年という記念すべき年だとしております。

大変長い間業界でご尽力いただいておりますことに、心よりお喜び申し上げたいと存じます。

長い歴史のある団体と、私どもが事業提携基本協定を結ぶということは大変誇りに思う所でございます。全日本不動産協会は、かねてより不動産業が抱える諸問題について、いろいろな取組をしてまいりました。令和2年度におきましては、国家的課題であります空き家問題につきまして、宅建業者の団体としてアプローチさせていただきました全日空家対策大全を公表し、国や自治体に提言を行っております。

この度の協定は、両団体の事業提携によりまして双方の会員が業務遂行に寄与できるよう、そして国民への情報提供、あるいは取引の安全性を担保する事業の推進を目指すものでございます。土地建物の表示登記の専門家であります、日本土地家屋調査士会連合会の皆様と私ども宅建業者として大変密接なご縁がございまして従前より親交がございまして。今後より一層の連携を図ってまいりたいと思っております。お出でになります皆様の業務、これまで以上に活況を呈しますことを心より祈りつつご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。



日本土地家屋調査士会連合会

会長 國吉 正和 氏

皆さんこんにちは。
本日は全日本不動産協会様と私ども日本土地家屋調査士会連合会の事業提携の協定を結ぶということで本当にありがとうございます。



長年、全日本不動産協会の会員の皆様、そして我々土地家屋調査士会会員が双方に補完をし合い、国民の皆様の不動産に対する安心安全を提供することが一番大事なことと思います。

昨年、8月に土地家屋調査士法の一部改正の法律が施行されました。今まで我々土地家屋調査士の土地家屋調査士法第1条の目的規定だったものが、使命規定となりました。その中では、「土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とする。」と改正されました。このことは土地家屋調査士が目的規定であったものから使命規定となったことによって、制度の発展に対してそして国民、市民の皆様に対して我々資格者として能動的、積極的に取り組んでいくのだという証だと思えます。

土地家屋調査士と全日本不動産協会の会員の皆様と協力して国民の皆様の一助となり、また、70年

という機会であったにしても、これから100年、もっと先までご協力いただき、相互に発展していくことを祈念して挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

質疑応答

Q 今回の事業提携基本協定を結ばれて今後具体的に同協会と協力してどのような事業を行っていくのか教えてください。

A 不動産取引、土地の取引等、境界を確定してからの関連となっております。その中で全日本不動産協会は、全国に47都道府県にあり、相談会を随時開催しておりますので、そこに各土地家屋調査士会から相談員として来ていただき、より一層深めていくのが一つの目的であります。それと全日本不動産協会でも調査研究機関を持っておりますので今から先の土地の取引、不動産登記などを含めて意見交換をして政策提言のようなものをまとめていければと思っています。

Q 両協会とも約70年という長い歴史がある中で今改めて協定を結んだのはどうしてか教えてください。

A お仕事に欠かせなく関連性は高いのですが、更に一歩踏み込んだ関係で取り組んでいった方がお互いのためになるのではないかとということで今回こういった形を取らせていただきました。

終わりに

両団体の末永いお付き合いにより、我が国不動産取引の流通と国民の生活が永遠にすこやかであることを願っております。

広報部長 山田一博(京都会)



制度70周年 歴史を学び、未来の可能性を創る

第21回 あいち境界シンポジウム 地籍調査の可能性

日時：令和3年2月5日(金)

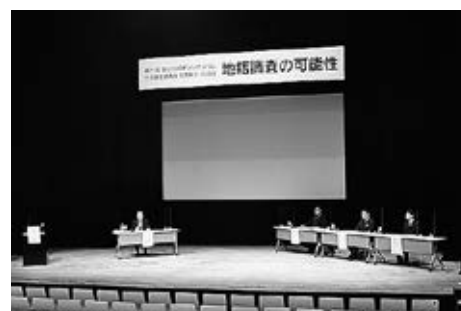
会場：愛知県産業労働センター ウィンクあいち
大ホール(名古屋市市中村区)

主催：愛知県土地家屋調査士会(以下「愛知会」という。)

共催：国土交通省中部地方整備局、名古屋法務局

協賛：(公社)愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

後援：愛知県、名古屋市、碧南市、中日新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞中部支社、産経新聞社、建通新聞社、CBCテレビ、テレビ愛知、東海ラジオ、CBCラジオ



例年、盛大に開催されてきた「あいち境界シンポジウム」が、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言下において、参集型での開催がかなわなくなった。愛知会は、無観客・録画配信へと開催方法を変更。会場の出演者運営スタッフの人数を最小に抑え、出来得る限りの感染対策を施し、開催を実現させた。

主催者を代表し、愛知会伊藤直樹会長は、地図作りがいかに大切なのかを、市町村の皆様にしかりと問い掛ける。地籍調査を進捗率の低い状態で放置しておくことは「不作為による人災」ではないかという観点で、「さあ始めよう！市街地の地籍調査」に焦点を絞って視聴いただければ幸いと挨拶された。



【第1部】基調講演 (事前収録)

「国土調査法等の改正及び第7次十箇年計画の策定について」

国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課企画専門官
渡部金一郎氏

はじめに、地籍調査の概要とその現状、重要性を説明された。登記所備付図面のうち、不動産登記法第14条第1項の地図の7割以上が地籍調査による地籍図である。地籍調査実施済の効果事例と、未実施による支障事例を挙げ、地籍調査を進めていくことは、不動産登記法の目的である国民の権利関係を明確にする上でも重要なことであると述べた。地籍調査による政策効果を考慮し、より効果的な地籍調査



が実施されるよう、防災対策、社会資本整備、まちづくり、森林施業・保全、所有者不明土地対策の施策と連携する地籍調査を重点的に支援する。

改正後の土地基本法では、所有権の境界の明確化を図るためには、筆界の明確化も必要とし、「必要な措置」に地籍調査も含まれ得るとした。また、従前の「土地の所有(の状況)」との表現が「地籍」との表現に改正され、土地基本法に基づく土地に関する施策として、地籍調査の位置づけが明確化された。地籍調査の円滑化・迅速化を図るため、国土調査法等の改正(三つの柱)を講じるとともに、当該措置による効率的手法の導入を盛り込み令和2年度を初年度とする第7次国土調査事業十箇年計画を策定【国土調査促進特別措置法】、地籍調査の優先実施地域での進捗率を現在の約8割から約9割とすることを目指すとした。三つの柱①現地調査等の手続の見直し(所有者の探索、所有者の現地立会い、地方公共団体の筆界特定申請等)、②都市部の地籍調査の迅速化(街区境界調査)、③山村部の地籍調査の迅速化について、その内容を説明された。

【第2部】パネルディスカッション

「さあ始めよう！市街地の地籍調査」

○パネリスト

名古屋法務局民事行政部不動産登記部門統括登記官
権代宏之氏

愛知県都市整備局都市基盤部都市計画課課長補佐
国土調査・計画グループ 鈴木系一氏

碧南市建設部土木港湾課管理係係長 横森雅幸氏

○コーディネーター

愛知会会長 伊藤直樹氏

冒頭、伊藤会長は、震災・火災が起きた場合、狭い道では緊急時の救助活動に支障を来す事実を知りながら、それを放置してきたのは土地家屋調査士の「不作為による人災」ではないかと視聴者に投げ掛けた。愛知会は「狭あい道路の解消」をテーマにこの3年間シンポジウムを重ね、解消のベースは、実はこの国の地図作りにたどり着いた。地元愛知にとどまらず日本全国では地籍調査が十分にできているとはいえない。地図に関わる我々として、この国の地

図作り、地籍調査の在り方、可能性を、改めて見つめ直してみたいと述べた。

愛知県の進捗状況について [鈴木氏]

愛知県の進捗率は令和元年度末で13.2%全国43位である。調査が進まない原因としては、土地の権利関係が複雑な上、地価も高く地権者の権利意識が強い都市部の地籍調査が進んでいないことが挙げられる。近年はDIDでの実施も増え、平成25年度6市町村が、令和2年度は15市町村になり、取り組む市町村は増えてきている。

不動産登記法第14条地図作成＝登記所備付地図作成について [権代氏]

14条図面の備付けは全国平均で56%、都市部では20%。14条図面は、公共基準点を使用した高度な測量を実施した成果を基に作成された図面で、各筆の筆界点が世界測地系の座標値を以って管理され、登記記録にある地積は当然一致し、現地において土地の位置、形状を確認することができるのに対し、明治時代の地租改正事業によって作成された地図に準ずる図面を以って現地を確認しようとした場合は、形状が一致しない、土地の境界や面積が不正確なものが多く見受けられ、不動産取引や不動産登記の際に支障が生じている。近年においては、東北の震災、熊本の地震等、自然災害が発生している中で、復旧に伴う公共事業、甚大な被害を受けた土地の復興作業を阻害する要因ともなっている。

法務局では、地価が高騰であるなどの理由によって地図整備が進んでいない大都市の中核部や地方の拠点都市、また、震災関係の復興の進展に伴って、整備が求められていることを踏まえて、DIDにおける地図混乱地域の解消を目的とした従来型に加えて、大都市型、震災復興型の三種類の地図整備作業を実施している。

名古屋局では令和2、3年度において、従来型作業を碧南市で、大都市型の作業を名古屋市中村区において実施しているが、予算や人員の関係上、対象となる面積は、平均で約0.6平方キロメートル程度にとどまってしまうのが実情。14条地図を多く備えるためには、地籍調査事業に頼らざるを得ないというのが現状である。

碧南市の現状について(令和3年度より地籍調査を実施) [横森氏]

昭和23年に周辺町村が合併してできた市、各地区に当時の密集市街地が多く、リヤカー道である1.8メートルの狭あい道路が多数存在している。標高も低く、今後発生が予想される南海東南海地震では、沿岸地域に液状化現象が起こると考えられる。

昭和40年代に旧図から旧土地台帳附属地図への変換の際、町名地番変更も同時に行ったため現公図が現況を表していないところもあり、境界確定の申請を行う際には、旧図の添付を求めている。

狭あい道路解消には古くから取り組み、後退用地の寄附を行ってきた。平成27年に要綱改正をし積極的に推進しているも、一筆地測量の問題点、土木部門と建築部門との相違が生じている。広域を測量する地籍調査であれば、土木部門が問題としている道路線形の路線を一定と考えることができ、また、地区一斉に調査するので測量費の単価が下がることも予想される。さらに、不用な土地(赤道・青道)については払い下げ、市民に有効活用してもらえ、市も草刈り等の管理の費用もなくなると考える。地籍調査は多くの困難があることは承知だが、夢のある事業として考えている。時を同じくして周辺地区において14条地図作成業務が始まっている。住民の方に地図作成事業に関心を持ってもらえればと考えている。

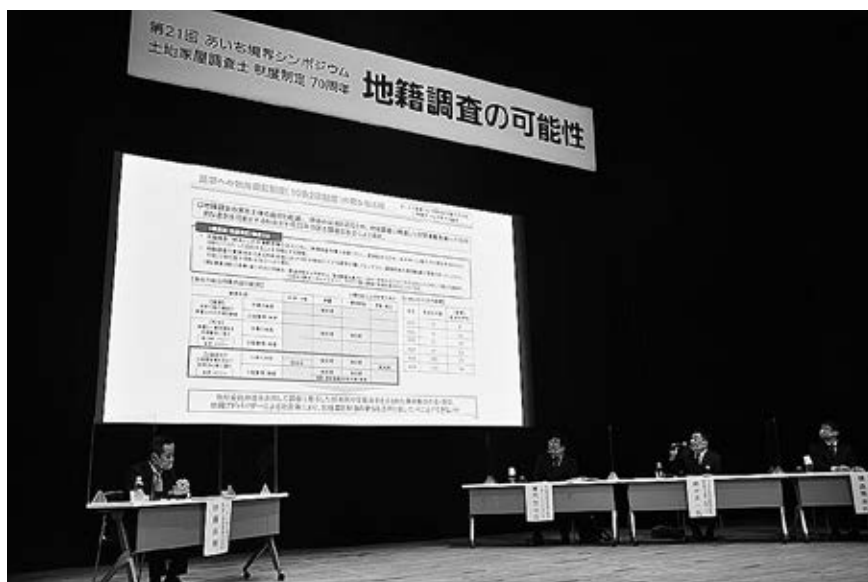
愛知県の今後の地籍調査のあり方、重要性について [鈴木氏]

愛知県は、南海トラフ地震や土砂災害に対する防災対策を目的とした地籍調査の優先順位が高いと考えている。東日本大震災では地殻変動によって土地が4メートル動き、1.5メートル沈下するといったことが国土地理院の電子基準点の測定結果からも明らかになっている。あらかじめ地籍調査を行い、現地復元性の高い地図があれば、復旧復興が促進される。

まちづくりでは、都市開発等の活性化につながる市街地の地籍調査は国の重点5分野(都市再生緊急整備地域、中心市街地活性化基本計画、立地適正化計画の指定地域等)として支援される。放置しておく所有者不明土地となる可能性が高い空き地・空き家が多く存在する地域では、所有者不明土地を未然に防げる可能性が高くなる。所有者所在不明と分かった場合でも、地籍調査では市町村により筆界の確認を行うことができるので、将来、公の機関等が、所有者不明土地を活用するということが容易になる。

また、市町村が実施する地籍調査の事業費については、国から50%、都道府県から25%、市町村の負担する25%の内80%が特別交付税措置の対象となっているので、実質負担は5%と非常に手厚い補助がある。

地籍調査の重要性、補助の手厚さを鑑み、愛知県からも積極的な取組をお願いしたい。



街区境界調査(都市部における官民境界の先行的な調査)の促進について [権代氏]

第1部講演で、第7次計画では街区を形成する道路と民地との境界(官民境界)を先行的に調査し、国土調査法上の認証を行った上で公表。調査の成果は登記所に送付され、所有者の氏名・名称、住所について、登記記録に反映、調査後の成果の閲覧ができると説明があった。法務省と国土交通省の連携についての詳細はこれからだが、街区境界調査を進めていただき、結果として地籍調査につなげていければと思う。

碧南市の地籍調査への期待(市事業の円滑化、効率化による労力の軽減) [横森氏]

まちづくりには、土地の境界を確定することが必須。市の事業を行うに当たり土地の整備が行われていれば、最初の段階の業務負担と費用が減ると思われる。また、狭あい道路の観点からも道路中心線や、道路線形の判断等がなくなり仕事量の減少が予想できる。

予算と職員定数の問題、その解決策について [鈴木氏]

地籍調査未着手の市町村の担当者からは、実施することの障害は予算と職員定数の問題と聞く。予算については手厚い支援がある。職員定数については、臨時職員負担金は補助対象である。また、国土調査

法第10条2項制度(民間への包括委託制度)を活用した場合には工程管理等も含めて民間法人等に委託できる。市町村職員にかかる負担が限定的になることをご理解いただき、地籍調査に取り組んでいただきたい。

終わりに、伊藤会長は、国の地籍アドバイザーの仕組みについて紹介。令和3年からは95名のうち土地家屋調査士は23名となる。精度のしっかりした地図があるかないかで、愛知会がずっと取り組んでいる狭あい道路の解消や、地籍調査進捗率の高い岩手・宮城・福島における東日本大震災後10年間の事後的な復興が、東海4県においても、この地図づくりによってできるかもしれない。今後、この事業を始められることを各市町村の方々に強くお願い申し上げると総括した。

閉会の挨拶で中島健太実行委員長は、このシンポジウムが、減災、防災、早期復興を考えるきっかけになるようにと作成、動画配信を東日本大震災があった3/11までとしたこと、中部地方整備局様のご協力で管内市町村の行政担当の方々にご視聴いただけること等、コロナ禍の中、シンポジウムに関わってくださった皆様への感謝の言葉で締めくくった。

広報員 上杉 和子(三重会)

愛しき

続!! 我が会、我が地元

Vol. 87

栃木会 『70周年記念事業』

栃木県土地家屋調査士会 広報部長 手塚 英史

栃木会では土地家屋調査士制度制定70周年を迎えるにあたり主に以下3つの事業を行いました。

- ①DVD版表示登記制度の変遷(栃木県版)発刊事業
- ②土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウム事業
- ③足利学校VR事業・建物登記事業

①DVD版表示登記制度の変遷(栃木県版)発刊事業

栃木県に焦点を合わせた書籍及び資料が今までありませんでしたので、それならば歴史的文献資料が散逸してしまわないうちに自分たちで作ってしまおうということになり、平成29年に実行委員会を組織し2年超の編集作業を経て無事発刊されました。DVDは栃木会会員及び関係各所に配られ、調査報告書や筆界特定申請意見書等様々なシーンにおいて利活用していただけるものと期待されます。



DVD版表示登記制度の変遷(栃木県版)

②土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウム事業

高齢化社会を迎え大きな社会問題となっている相続や所有者不明土地問題に目を向け、栃木県公共嘱託登記土地家屋調査士協会及び栃木県土地家屋調査士政治連盟との共催事業として、「終活に対する土地家屋調査士の支援」という題目で令和2年12月11

日に開催しました。

第1部は講師として國吉正和連合会会長に「終活に対する土地家屋調査士の支援」という題目で基調講演をお願いし、土地家屋調査士についての紹介のほか、相続登記促進に関する最近の改正法令の概要等を説明いただきました。

第2部はパネリストとして講師のほか、登記官・公証人・弁護士・司法書士等の先生方をお招きし、「終活に対する支援業務」という題目でパネルディスカッションを行い、各専門家の視点からご意見を頂き今後の支援策や専門家同士の連携の可能性について意見交換がされました。なお、シンポジウムの開催で終わりではなく、登記行政や法務行政を担う関連団体と連携し、上記諸問題の解決に向けて情報提供や助言・提言を続けていきたいと思っています。また、コロナ禍ということもあり当初予定していた一般参加者の入場は行わず、ビデオ収録を行い栃木会会員向け研修会とすると同時に一般県民や行政にも観ていただけるよう新聞及びパンフレット等で告知の上、令和3年3月12日からYouTubeで一般公開しました。予定では1年間ほど公開する予定です。栃木会ホームページからリンクできますので是非一度ご覧になってください。



土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウム

③足利学校VR事業・建物登記事業

近年のパリ・ノートルダム大聖堂火災や沖縄・首里城火災等貴重な歴史的建造物が失われたことに鑑み、ライカジオシステムズ社及び神戸清光社等のサポートを頂き、栃木県にある日本最古の学校であり国指定史跡である足利学校を調査・測量し、3Dデータで保存及び建物表題登記を行いました。調査・測量に当たっては登記制度創造プロジェクト事業実行委員会及び栃木県青年土地家屋調査士会メンバーを中心としたサポートチームを組織し、基準点測量及び3Dレーザースキャナーを用いた3D観測並びにドローンによる空中撮影等を行いました。なお、観



足利学校調査測量メンバー

測日にはNHKや地元紙下野新聞の取材を受け、後日テレビ放映及び新聞掲載がされ多方面から好評を博することができました。また、成果については足利学校への贈呈式を行い、3DデータやVR動画、建物表題登記の成果を無事納品しました。

以上が栃木会で行った70周年記念事業です。コロナ禍で事業の頓挫も危ぶまれる中これら三つの事業を無事完遂できたのは、ひとえに実行委員及び全ての関係者が一生懸命努力してくださった結果であり感謝の念に堪えません。この場をお借りして御礼申し上げます。



足利学校VR画像

広島会

『日本の首都は？…東京都！

日本の酒都は？…西条！』

広島県土地家屋調査士会 広報副部長 森永 啓生

広島会では土地家屋調査士制度制定70周年記念事業として、広島市内に残る被爆建物「旧広島陸軍被服支廠」の三次元データ観測を行い、VR映像を制作。新聞やテレビ等の取材があり、報道されたことにより、土地家屋調査士の専門性を幅広く対外的に宣伝することができました。

そして、ある日の広報部会での会議「日調連に提出する原稿の依頼が来とんじゃけど誰に書いてもらおうか。」と部長の一声。私はというと「今年度は“70周年記念事業”で頑張った広報部じゃし、いくら暇

で仕方ない土地家屋調査士といえども3月は何処の先生も何かと多忙だし…」と思いながら下を向いていましたが、ここでなぜかご指名が、日頃からI担当副会長・S広報部長にはお世話になっており、断り切れず承知をしたような次第です。よって「我が地元」について書くことにいたしました。

さて、私の所属する東広島支部は、東広島市・竹原市・豊田郡大崎上島町の2市1町が管轄です。私の地元東広島市は、広島県のほぼ中心で人口約19万人、広島市内より東に、車だと高速経由で約30分、

JR山陽本線で約40分の場所に位置し交通の便が充実し、山・海、豊かな自然「空気・水・お米・お魚・牡蠣」全てが美味しいところです。

酒造りも盛んで、市内に十の蔵元があり、予約をすれば蔵の中の見学「当然に試飲」もできます。

そんな東広島市の中心部「西条」は、兵庫県の「灘」・京都府の「伏見」と並び「日本三大銘醸地」と称されています。西条駅周辺には七つの蔵元があり、「西条酒蔵通り」と呼び、蔵元の赤煉瓦煙突が立ち並び、それぞれの酒蔵の酒銘が書かれ、夜間にはライトアップもされ、見所の一つです。また各酒蔵の酒の仕込水用井戸も試飲用として開放されており誰でも利用でき、平日でも大きなペットボトルやポリタンクを携え、ひっきりなしに水を汲みに多くの人が訪れます。

東広島市では、2013年に「東広島市日本酒の普及の促進に関する条例」が制定されました。東広島市内では飲み会や会合等「最初の乾杯は何にしますか？」の問いに「ビール、とりあえずビール。」と答えると明らかな条例違反となります。当然に「最初の乾杯は日本酒です。」と答えるのが正解です。

支部行事の後の懇親会等では、「当然に最初の1杯・2杯・5杯…10杯…全て日本酒です。」

少し宣伝になりますが、2014年に日本を来訪していたオバマ大統領と安倍総理の東京・銀座のすし店「すきやばし次郎」での会食の際、新聞にも写真掲

載されましたが、その時飲まれた日本酒が賀茂鶴酒造の「大吟醸・特製ゴールド賀茂鶴180ml角瓶」でした。

ちなみに、賀茂鶴酒造は上述した七つの蔵元の内の一つです。

また、毎年10月の第2土曜日・日曜日の2日間にわたり「西条酒蔵通り」を中心に

「酒まつり」が開催され、毎年東広島市の人口を超える約20万人の人出でにぎわいます。

全国約1,000銘柄の日本酒の試飲ができる「酒ひろば」・美酒鍋を1卓4名の座敷形式で囲んで食べられる「美酒鍋会場」・各蔵元での試飲・限定酒の販売…等々があります。毎年遠方より訪れる方もいらっしゃるみたいで、東広島市内の宿泊施設等は、満室になります。昨年「2020酒まつり」は記念すべき30回目となりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「2020オンライン酒まつり」となりました。市民としては第31回目の「2021酒まつり」の無事開催を願うばかりです。

新型コロナウイルス感染症拡大防止による外出自粛の要請・飲食店の営業縮小等々で「家飲み・一人飲み」が増加傾向にあるそうですが、深酒に注意し、しっかり「西条酒」を飲んでほしいものです。

広島にきんさったら是非、本場の「酒都の西条酒」を召し上がってみてください！

「日本酒で乾杯！」。



土地家屋調査士が行う災害時の社会貢献に関する打合せ

日本土地家屋調査士会連合会社会事業部における活動として、土地家屋調査士が行う災害時の社会貢献について、現状として全国の各土地家屋調査士会がどのような活動を行い、また実績として成し遂げていることを情報シェアすることによって、今後の連合会及び各会の活動やその役割と連携を有効かつ効率的・効果的に行う目的として、座談会形式にて、ざっくばらんな議論を目的として開催された。

始めに、伊藤副会長の挨拶の中で、土地家屋調査士制度70周年を迎え、難局な時代の中でも各関係省庁から来客及びお祝いのお言葉をいただいたシンポジウムも無事開催できた。また、阪神大震災、東日本、熊本、西日本豪雨、台風による風水害などの気象による大災害が起こった際に、専門資格者としてある責任を広く社会に、緊急の折には仕事ではなく社会貢献としての活動も重要なことであるということであった。

趣旨説明

社会貢献活動とはいかなることを行っているかということで、具体的には被災した地域での取組として罹災証明発行に掛かる被害認定調査を専門職の知見を生かした自治体職員へ補助活動の例が挙げられた。また土地家屋調査士会の活動・取組状況と、円滑に活動していくための基金の貯蓄や友好的な利用についての事例をシェアすることによって、規定・運用などがまだ不十分である土地家屋調査士会の参考になるというものである。

参加者の挨拶

参加者の挨拶として、防災協定及び各自治体の対応に早くから取り組んでいる静岡会を代表して古橋副会長が、協定における基本方針別、土地家屋調査士の役割について、1次調査、2次調査の内容を自治体ごとにまとめた事項の説明を織り交ぜ、具体的な会員の対応方法や、集合場所、集合時期(タイミング)、地域などの細かい設定が行われている現状

を報告された。

当初と自治体の担当者が移動してしまう問題について、二次調査から始めてほしいという要望がある。

自治体が行いづらいことについての要望が高くなる傾向にある。

研修を受ける会員が少ない状態となると二次調査の専門性からすると懸念することが多い。

現地に行くのは固定資産税課の職員であるが、図面の見方も分からない職員も多く、専門家の手助けが必要となっている。

また、被害認定調査についての研修を5時間程度行うなど、地震調査(木造・非木造別)、液状化、風水害などの調査方法が異なっているという説明が印象的であった。

静岡会では大規模災害基金の規定を創設して、他の科目に流用できないことや危機管理規則を作ることにより、単位会の中での動きを明確にしている。

災害対策マニュアルの作成においては会員がどう動くかを規定し、活動とその指針を出す意味を持たせることを意図しており、連絡網については、携帯しやすいものを作成したが、コンパクトゆえ、字が小さく、高齢化している土地家屋調査士には、改良点があるという説明があった。また、調査援護支援として被害認定調査における現場必携(標準で公開されているものを土地家屋調査士用に改良を加えたもの)を作成し、緊急連絡先及び連絡網を常に携帯しているなどの準備の重要性についても触れた。

他士業との連携については、不動産鑑定士協会と行うなど、横のつながりについての取組と実績もあった。

千葉会の秋山会長からは、一昨年の台風15号の被害で実際の動きや組織内での対応について調査を行うに際し、単位会としてのバックアップ体制や周辺単位会との連携についての説明が述べられた。詳細については連合会会報に掲載されているので、参照されたい(2020年10月号(No.765))。

連合会会報に掲載のなかった部分で、千葉会の対応として静岡会の取組を模範に実施したことが挙げ

られた。災害の協定は、既に全県下54市区町村が完了している。千葉県としての協定は別となるため今後の課題としている。そうした中でも、県側での情報整理が困難であった場合に千葉会への問合せがあったが、千葉県からの知事会を通じて周辺の都道府県に応援についての連絡が取れたことにより、実際には神奈川会からの応援の参加もあったということであった。

千葉会の課題としては、協定を結んだが広く会員に浸透していないギャップを感じているということで、研修を通じて充実させていきたいという説明があった。こうした研修を行うのに際して、講師が不足している問題については、柔軟に外部の講師も活用することを考えなければならないという提案があった。また、マニュアルはあるが、十分に機能しているかという問題もあり、今後の実働経験を生かした見直しを図っていくという方針だった。

千葉会が締結している防災協定の説明があり、それには4つのことが軸となっている。

※住家被害認定が主である。

※職員の補助である。

※罹災証明にかかる住民相談・クレームの対応・説明

※自然災害の滅失登記相談

東日本大震災において千葉県も被災した県とされており、実際に被害に遭われた方々も多数いた。以前から防災に関しての認知は潜在的にあったが、実際の対応となると準備の必要性を痛感したとのこと。災害認定に関して、5段階になったのは、千葉県議会で話し合われた中で、以前、屋根は15%しか割り当てがなかったが、実際には住めなくなるという状況があったため、10～20%という保証の幅が広がったという説明があった。

会員の安否確認については、停電化にある場合と、そうでない場合の対応に差ができることと、日頃の訓練について、両者の想定で行う必要性や、AEDなどの救急知識も身に付けておく重要性に触れた。

活動に際して、準備金を用意していなかったこともあり、联合会から交付される対策費及び周辺の土地家屋調査士会からのお見舞いなどを頂き助かりましたという言葉があった。

大阪会の中林会長からは、現在大阪市・堺市との防災協定が結ばれているという現状報告があった。大阪北部地震の際に大阪会からの人員の派遣対応を行ったものの、活動に関しての準備が研修及び基金ともに不足しているということを感じとして述べた。北部地震では指揮系統で混乱した経験があり、支部への協力要請があった際に、会員数の少ない支部では負担が大きく対応が難しいなどの問題点もあり、苦慮した経験が紹介された。今後は建築士協会との合同の研修会の予定もある。

愛知会からは、静岡会の隣県として活動の発端となっていたが、災害の被害認定調査について、社会事業部での対策部門が立ち上がり、防災協定を令和2年1月20日から締結し、その後、全市区町村への同文書に押印されたことが報告された。他士業との連携については、宅地建物取引士及び建築士と定期的に研修会を行っている。弁護士会との連携においては心のケアに重点を置いて、地域社会のフォローを行っている取組が紹介された。

福岡会からは、福岡市と防災協定を結び、研修も実施しているとの現状報告があった。その他の地域においては、南部地区での豪雨災害については要請が発生されるであろうと待機していたが、実際に事態的な要請はなかったため、出勤は見送られた。

熊本会からは熊本地震が発端となり、熊本市からの要請で、6名の土地家屋調査士の派遣を行ったものの、対応についての準備がなかったこともあり実績内容については把握しきれていないことから、日頃の備えが重要であるという経験が語られた。益城町からの要請については、政治連盟及び公嘱協会と連携して、調査員の地域案内としての活動が行われた。その後の研修も、固定資産税関連者と合同で研修を行うなどの活動をしている。

震災以後士業連絡協議会で相談業務を行い、相談内容についても変化しているという事例があった。今後の連絡協議会を通じてワンストップで地域に貢献していく方針が語られた。

宮城会からは、自治体との協定は現状結んでいな

いということで、県内の大規模災害について支援目的で士業の連絡協議会で活動している。被害認定の活動については、現状行っていない。被害認定調査は、内水や外水などの認定判断は難しいため対応を検討している。

東京会の小木曾理事からは、防災協定の話は進めているが、人家の調査に特化しているという考えの説明があった。その他の活動についてはまちづくり支援機構と包括的に話を進めているという説明があった。また、災害後の相談会の実施や、模擬訓練、安否確認の訓練を実施して、会員の8割の回答を得た実績紹介があった。

座談会質問

Q: 各土地家屋調査士会で保険はどうしているのか。(奈良会)

A: 千葉会の事例として、派遣する上で保険は準備していなかった。

静岡会からの紹介で、保険を掛けた経緯がある。派遣要請が10月であったが、派遣当日に間に合って保険に加入した。(会報に記載)

200人×1,310円程度で、実際に出動しなかった場合は500円となり、現在の総支出としては10万円程度となっている。

富山会の事例として、富山市と協定を締結する予定の内容では、費用負担と保険は市側で払うことになっている。協定では労働者災害保険法が適応されない場合はということになっている。

伊藤副会長からは、桐栄サービスが愛知会などに事務局を置くことが紹介され、年間で入る必要がなく、オンデマンド加入できる様に協議できている。

Q: 所得補償の具体的な細目についてどのくらいの金額を想定しているのか。(茨城会)

A: 古橋副会長(静岡会)からは、災害はケースによってまちまちだが、材料を持ち寄って協議するべきであると基本的に考えている。また、規則に縛られては柔軟に動くことができないとも考えている。

伊藤副会長からは浜松など具体的に派遣した際に掛かる費用を計上したときに算定して基準としている。会員数によって貯蓄が難しいという現状もある。

連合会としての貯蓄はあるが、各土地家屋調査士への給付として準備しているため、社会貢献の事業として、罹災証明の費用弁償には使うことはできないと考えている。各土地家屋調査士会での準備が必要であると考えている。

秋山会長(千葉会)からは基金は300万円では実際足りなかった。連合会の支給と見舞金などの給付があり助かった。原資がないと会の方からは弁償できないが、細目を決めてということは考えにくい、枠の中でできるだけ支出していくという考えである。

小木曾理事(東京会)からは、費用弁済については規定に基づいて支払を行っているのが現状で、基本ボランティアではあるが、弁済については行っていく考えである。

その他の質問や要望として、自治体の防災訓練に参加しているか否かや外部の講師の具体的な派遣について、作成した規定やマニュアルのサンプルの提供、被害認定士の資格や位置づけなどの情報交換が行われた。最後に北村社会事業部長から活発な議論が交わされ、こうした情報が共有できてよかった。今後も、こうした声をきっかけに取り組んでいきたいという言葉で締めくくられた。

広報員 藤井十章(兵庫会)

eラーニングコンテンツ公開のお知らせ

公開したコンテンツ一覧

令和2年度制作

	コンテンツ名	CPD ポイント	時間	講師
1	土地家屋調査士とオープンデータ	1.5	約1時間30分	川島宏一
2	土地家屋調査士業務取扱要領(第1章～第2章)	1	約1時間	大竹正晃
3	土地家屋調査士業務取扱要領(第3章～第7章)	1.5	約1時間30分	丸山晴広
4	税務に関する知識①不動産取引と税	1	約1時間	小林好文
5	相続に関する法律知識～相談対応の基礎知識の修得～	1	約1時間	鈴木大介

アクセス方法

- ・ 「日本土地家屋調査士会連合会ホームページ」→「会員の方へ」→「会員の広場」→「eラーニング」
- ・ 「会員の広場」へのアクセスにはID・パスワードが必要です。ご不明の場合には、連合会事務局までご連絡ください。

CPDポイント

- ・ コンテンツを最後まで視聴することで、自動的にポイントが付与されます。
- ・ 視聴履歴が残るため、複数回に分けて視聴しても差し支えありません。
- ・ 同じコンテンツを何度視聴しても、ポイント付与は初回視聴分のみとなります。



広報キャラクター「地識くん」

会長レポート

REPORT

3月16日
～4月15日

3月

16日

第4回監査会

令和2年度の会計監査に立ち会いました。予算の執行率がコロナ禍の中、例年より低くなっていますが、事業の執行についてはある程度できたものと思っております。監事の皆様よろしくお願いたします。

22日

法務省民事局民事第二課との打合せ(新旧地図企画官ご挨拶及び懸案事項引継ぎについて)

法務省民事局民事第二課戸井地図企画官が転出のため、後任の広島局田中総括表示登記専門官と共に来会いただきました。戸井企画官には様々な案件に対応いただきありがとうございました。転出先でも、土地家屋調査士をよろしくお願いたします。

24日

登記基準点有識者協議会(電子会議)

登記基準点有識者会議を開催し、今年度の登記基準点の認定等につき報告、意見交換を行いました。認定登記基準点の設置については、地域的な対応の差があることを指摘いただき、全国的な展開が進むことが期待されました。

24日

令和3年度業務部予算(案)に関する打合せ

業務部で令和3年度に予定している業務取扱要領に関連する規定、マニュアル等の作成について、規定等作成の優先順位、必要性等を検討し予算案の策定について協議いたしました。

27日、28日

日本司法書士会連合会主催「空き家・所有者不明土地と不動産登記法改正に関する研修会」(電子会議)日本司法書士会連合会で開催され、参加いたしました。今日の法改正に関する対策部からの報告、相続

登記の義務化についての報告と司法書士の役割について議論されてきました。土地基本法の改正及び民法等の一部改正案、相続により取得した土地所有権の国庫帰属法案が成立後、当連合会でも全国の会員へ情報を発信し周知を行いたいと思います。

29日

公益社団法人全日本不動産協会との事業提携基本協定書締結式

全日本不動産協会へお伺いし原嶋和利理事長と事業提携基本協定を結ばせていただきました。双方の団体及び会員が協調し、情報交換や研修を行い、市民のために協力し、より良い活動を行っていきたいと思います。これからもよろしくお願いたします。

30日

第9回常任理事会

各部の事業計画に併せ令和3年度予算について、集中的に協議いたしました。将来的な事業についても提案し意見交換いたしました。

31日

公益社団法人日本測量協会会長清水英範氏との対談
日本測量協会の清水英範会長と対談をさせていただきました。両会の様々な現状等について、話をいたしました。また、土地家屋調査士の会員も測量協会の会員である者もあり、これからも会員相互の情報交換、研修等、協力をしていきたいと思っています。今後ともよろしくお願いたします。

31日

東京法務局 総務部長離任挨拶の応対

東京法務局岩崎総務部長が離任のため、会館へお越しになりました。法務省民事局民事第二課、そして東京法務局時代と、いろいろお世話になりました。今後法務局長として赴任されるとのこと、是非地元土地家屋調査士会と情報共有いただき、法務行政に生かしていただきたいと思っています。

4月

1日

職員への辞令交付

新年度に当たり、新しく事務局長になった山崎局長はじめ、職員の皆さんに辞令をお渡ししました。コロナ禍の中、出勤、テレワークと日々の対応も大変ですが、令和3年度も会員のためよろしく願います。

5日

第1回選挙管理委員会

第1回の選挙管理委員会に出席し挨拶させていただきました。コロナ禍で対応が急きょ変更される可能性もあり、大変だと思いますが、大村委員長はじめ委員の皆様よろしく願います。

7日

第36回写真コンクール作品審査

第36回写真コンクールの作品審査を、木村恵一先生をお招きし行いました。今回は、コロナ禍の影響もあるのか、家族や身近の作品が多いように感じました。この状況の中、何かほっとするような作品に目が行きました。参加いただきました皆さんありがとうございました。

7日

株式会社きんざい役員就任挨拶の応対

『月刊登記情報』の編集長が変わられるとのこと、来会いただきました。稲葉智洋編集長、いろいろお世話になりました。新たに就任される堀内亮編集長、土地家屋調査士の情報発信にご協力、よろしく願います。

9日

森前法務大臣との打合せ(参議院法務委員会参考人説明について)

森まさこ前法務大臣を訪問し、民法等の一部改正案等について、土地家屋調査士の要望等につき意見交換等させていただきました。今回の改正案が成案となり、より良い法律として運用できますよう、願いました。

9日

令和3年度予算(案)に関する打合せ

財務担当鈴木副会長、金関財務部長と令和2年度の決算に当たり、コロナの影響で予算執行できなかった部分について、どのように令和3年度の予算案に反映させるべきか、今年度の連合会事業に必要な予算の確保等、協議いたしました。

9日

法務省民事局民事第二課異動の挨拶の応対

法務省民事局民事第二課に異動された、田中博幸地図企画官、三枝稔宗補佐官、高橋美津男係長が来会されました。懸案事項などについて、意見交換をいたしました。どうぞよろしく願います。

9日

真山勇一参議院議員との打合せ(参議院法務委員会参考人説明に係る打合せ)

議員会館を訪問し真山勇一参議院議員と民法等の一部改正案、相続等により取得した土地所有権の国庫帰属法案について、意見交換をさせていただきました。隣地使用権、設備設置権について運用が適切に行われるようお話をさせていただきました。

12日

第1回正副会長会議

第1回常任理事会の審議事項・協議事項につき確認いたしました。また、参議院法務委員会での参考人招致につき報告いたしました。

12日

豊田俊郎参議院議員との打合せ(参議院法務委員会参考人説明について)

議員会館を訪問し豊田俊郎参議院議員と民法等の一部改正案、相続等により取得した土地所有権の国庫帰属法案について、意見交換をさせていただきました。不動産登記法の改正案につき、表題部所有者の取扱い、所有者不明土地等の管理人制度についての運用等につき要望をさせていただきました。

12日

川合孝典参議院議員との打合せ(参議院法務委員会参考人説明について)

議員会館を訪問し川合孝典参議院議員と民法等の一部改正案、相続等により取得した土地所有権の国庫帰属法案について、意見交換をさせていただきました。所有者不明土地等の管理人制度につき、個々の不動産の状況に応じ、適切な資格者が管理人に選任されるよう運用面の対応が必要であるという意見をお伝えしました。

12日、13日

第1回常任理事会

第1回理事会へ向けて、令和2年度の事業報告及び決算案、令和3年度の事業方針大綱案、事業計画案及び、予算案、第78回定時総会への提出議案等審議事項、協議事項について議論し、将来の連合会の姿など意見交換いたしました。

13日

公益社団法人日本測量協会瀬戸島専務来館(日測協理事就任に関する挨拶等について)

日本測量協会の瀬戸島政博専務理事が来会されました。測量協会の理事としてお世話になりますので、測量協会の組織、今後の予定等説明いただきました。よろしく願いいたします。

13日、14日

第1回監査会

令和2年度の各部の事業施行状況、予算執行状況等を監事の皆様に各部から報告するとともに、業務監査、会計監査を行っていただきました。コロナ禍の中での事業執行であり、例年とは異なる場面が多ありましたが、精一杯の事業活動ができたものと思っています。会員の皆様一年間ありがとうございました。

14日

法務省民事局民事第二課との打合せ(参議院法務委員会参考人説明について)

参議院法務委員会での参考人の意見陳述について、法案に対する連合会としての意見及び運用面での対応等、意見交換いたしました。

15日

参議院法務委員会に出席

参議院法務委員会において、民法等の一部改正案、相続等により取得した土地所有権の国庫帰属法案について、土地家屋調査士の業務における、所有者不明土地問題への対応と連合会、各土地家屋調査士会が行ってきた対策について説明をするとともに、今回の改正案等について、隣地使用、設備設置権については、新たな紛争を生じさせないガイドラインの作成。管理人制度については、各資格者の適正を考慮した選任システムの構築。不動産登記制度については、各登記手続について、今後表題部所有者も対象とする必要性。土地所有権の国庫帰属については、承認申請における一筆地の境界について、筆界と申請時において境界とされたラインの齟齬を生じさせない運用面での仕組みの構築。以上4点の意見を申し上げました。

15日

参議院法務委員会の委員との打合せ

参議院法務委員会の先生方にお礼の挨拶に回り、今回の改正案に対する附帯決議等につき意見交換いたしました。

15日

日本弁護士連合会 会長・副会長就任披露

日本弁護士連合会の正副会長の就任披露に出席いたしました。荒中日弁連会長には、70周年の記念誌へもご祝辞を頂戴いたしました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。



広報キャラクター「地識くん」

3月

16日

第4回監査会

17日

第10回業務部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡について
- 2 登記測量に関する事項について
- 3 土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査について
- 4 土地家屋調査士業務情報の活用と拡充への対応について
- 5 令和3年度予算(案)について

22日

研究所 第3回研究テーマ「国土が抱える問題」会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 研究テーマ「国土が抱える問題」について

22日、23日

第6回社会事業部会

<協議事項>

- 1 国土調査法第19条第5項指定の促進について
- 2 狭あい道路解消業務に関する情報収集及び促進について
- 3 法務省不動産登記法第14条地図作成作業規程解説書について
- 4 登記所備付地図作成作業に係る入札情報について
- 5 令和3年度事業計画(案)及び同予算(案)について

23日、24日

第9回財務部会

<協議事項>

- 1 財政の健全化と管理体制の充実について
- 2 福利厚生及び共済事業の充実について
- 3 令和2年度の決算書への記載について
- 4 土地家屋調査士会への助成について
- 5 役員給与及び旅費等の取扱いにおける関係規則の整備について
- 6 令和3年度予算(案)について
- 7 令和2年度決算検討リストについて
- 8 民事月報の実費頒布について
- 9 令和2年度事業経過報告及び次期財務部への引継事項について
- 10 令和3年度事業計画(案)説明要旨について

24日

第1回オンライン登記推進室会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士等が電子申請の方法により表示に関する登記の申請又は嘱託をする場合における添付情報の原本提示の省略(調査士報告方式)に係る取扱いについて
- 2 法務省が提供する申請用総合ソフトについて
- 3 建物表題登記等における申請人の記載について
- 4 申請用総合ソフトにおける記載方法について
- 5 登記情報提供サービスにおいて取得した地図(公図)について

研究所 第2回研究テーマ「不動産取引」会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 研究テーマ「不動産取引に関する研究」について

登記基準点有識者協議会(電子会議)

<協議事項>

- 1 登記基準点の認定状況について
- 2 登記基準点の検定について
- 3 認定登記基準点についての意見交換

24日、25日

第5回研修部会

<協議事項>

- 1 令和3年度土地家屋調査士新人研修について
- 2 年次研修について
- 3 eラーニングコンテンツについて
- 4 会員数に応じた事業助成の対象となっている土地家屋調査士会への研修助成について
- 5 令和3年度研修部事業計画(案)及び同予算(案)について

第7回総務部会

<協議事項>

- 1 綱紀に関する担当者のための研修会について
- 2 令和4年(2022年)土地家屋調査士手帳の作成について
- 3 令和3年度総務部事業計画(案)における具体的な内容について
- 4 第78回定時総会提出議案及び運営等について
- 5 土地家屋調査士会等からの照会対応について
- 6 日本土地家屋調査士会連合会ホームページ運用要領の一部改正について
- 7 役員給与及び旅費等の取扱いにおける関係規則の整備について

8 日本土地家屋調査士会連合会顕彰規程の取扱いについて

30日

第9回常任理事会

<協議事項>

- 1 令和3年度事業方針大綱(案)、同事業計画(案)及び同予算(案)について

4月

5日

第1回選挙管理委員会

7日

第1回研修部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 令和3年度土地家屋調査士新人研修について
- 2 土地家屋調査士研修実施要領の一部改正(案)について
- 3 会員数に応じた事業助成の対象となっている土地家屋調査士会への研修助成について

7日、8日

第1回財務部会

<協議事項>

- 1 エドモント倶楽部の会員継続の要否について
- 2 各種保険及び国民年金基金への加入の促進について
- 3 民事月報の実費頒布について
- 4 令和2年度一般会計及び同特別会計収入支出決算報告について
- 5 令和3年度一般会計及び特別会計予算(案)について
- 6 令和2年度事業経過報告及び次期財務部への引継事項について
- 7 令和3年度事業計画(案)説明要旨について
- 8 土地境界基本実務(V)の在庫管理について
- 9 Eメールマンスリーについて

12日

第1回正副会長会議

<協議事項>

- 1 令和3年度第1回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について

12日、13日

第1回常任理事会

<審議事項>

- 1 令和3年度日本土地家屋調査士会連合会被顕彰者について
- 2 令和2年度一般会計及び同特別会計収入支出決算報告について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会ホームページ運用要領の一部改正(案)について
- 4 令和4年度土地家屋調査士新人研修の会場について
- 5 令和3年度事業方針大綱(案)及び同事業計画(案)について
- 6 令和3年度一般会計及び同特別会計収入支出予算(案)について
- 7 第78回定時総会提出議案について
- 8 日本土地家屋調査士会連合会役員給与規程及び日本土地家屋調査士会連合会旅費規程の一部改正に伴う関係規則の一部改正(案)について

<協議事項>

- 1 会議等における費用助成の基準の一部改正(案)について
- 2 「土地家屋調査士業務取扱要領」の運用開始及び「調査・測量実施要領(第6版)」の運用停止について
- 3 令和4年度に実施予定の「土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査」について
- 4 土地家屋調査士研修実施要領の一部改正(案)について
- 5 令和3年度第2回土地家屋調査士新人研修の実施について
- 6 土地家屋調査士及び日本土地家屋調査士会連合会の英文ロゴマークの利用等について
- 7 法務省不動産登記法第14条地図作成作業規程解説書について
- 8 第78回定時総会の対応等について

13日、14日

第1回監査会

15日

第1回特別研修運営委員会

<協議事項>

- 1 第16回土地家屋調査士特別研修について
- 2 第17回土地家屋調査士特別研修について

ケガや病気による
入院・通院に
備えておきたいな。

団体総合生活補償保険が
お役に立ちます！

登記誤りを起こして
しまい、顧客から
損害賠償請求を
受けてしまった。

土地家屋調査士賠償責任保険が
お役に立ちます！

土地家屋調査士を
取り巻く
さまざまなリスク
その時
お役に立ちます！



所得補償保険がお役に立ちます！

ケガや病気で入院。
その間の収入を
どうしよう。。。。

測量機器総合保険
(動産総合保険)がお役に立ちます！

測量中にうっかり
測量機器を破
損してしまった。

※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

【お問合わせ先】

<代理店・扱者> 有限会社 桐栄サービス TEL.03(5282)5166

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館6階

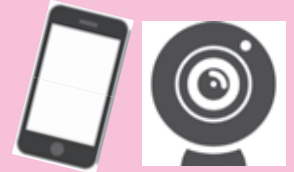
<引受保険会社> 三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03(3259)6692

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 広域法人部営業第一課

B20-102557 使用期限：2022年4月1日

ちょっと…
のぞいてみよう

動画撮影 & 編集作業



日本土地家屋調査士会連合会広報部

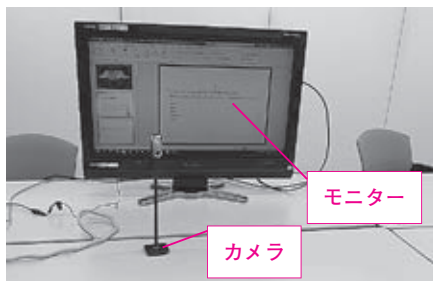
コロナ禍で会議や研修会等リモートワークが増えました。本来なら会場に集合して実施できるのが一番ですが、まだまだ難しい状況です。一日でも早く通常の社会へ戻れることを願うばかりですが、待っているだけでは何も進みません。そんな中、日本土地家屋調査士会連合会では動画を使ってのメッセージの発信やセミナーを実施しております。

今回は動画を作成するに当たり、使用する機器材の揃え方や撮影・編集のポイントを広報部での事例(ウェブセミナー)をもとにご紹介いたします。

撮影に必要な機器材

動画を撮影しますのでカメラが必要になります。まずはスマートフォンでもOKです。初めから機材に高額な費用を投資するのは大変です。慣れてきたら画質の向上を目指し、品質の良いカメラを検討するのがお勧めです。

ここで注意したいのがインカメラ(スマートフォンやタブレットなどの内側(液晶側)にレンズがあるカメラ)を使わないことです。なるべく背面カメラ(スマートフォンやタブレットなどの背面に搭載されたデジタルカメラ)を使うことをお勧めします。自分自身がどのように映っているのか不安な場合は、パソコンや外部モニターなどを利用して確認することができます。



次に大切なことは、カメラを支える三脚です。私たち土地家屋調査士は、常日頃から三脚を使用していますが、動画撮影も一緒です。何といたっても画質は大事です。しっかりと固定して安定させ、できるだけ水平を保つことです。映し出される画像が傾いていると視聴する側は見づらいだけでなく、何より疲れます。また、照明器具を使うことでより見やすくすることもできますので、画面の明るさを確認するとよいかもしれません。

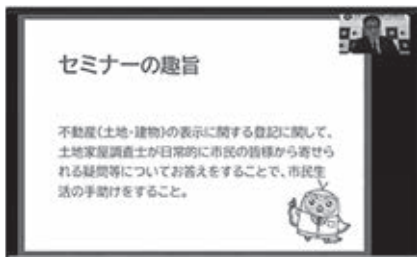
そして、何よりも重要なことは衣装です。複数日にわたる撮影も考えられますので、できる限り同じ服装で撮影することで、後の編集作業もしやすくなります。

モニターと固定カメラを用意し、パワーポイントをモニターに映しながら撮影を行いました。

撮影

撮影するときは、できるだけシンプルな背景の方がよいと思いますが、セミナーなどの場合、画面には資料を映し出すことがメインとなるケースもあります。注目してほしいのは出演者ではないことも考えられますので、用途によって変えることも大切です。

資料を見ながら話す場合は、パソコンや外部モニターを使用することでカメラの目線に合わせて資料を映し出すとよいでしょう。



連合会のバックパネルを用意しました。メインは、パワーポイントとなるため解説者は、右上に表示されるようになります。

撮影した動画を確認しながらパワーポイントに修正を加えたり、エピソードを考えたりしながらくり返し撮影を行いました。

撮影前には、解説者との打合せを行い、解説内容を読み込んでおいた方がよいことが分かりました。とっさにアドリブは難しいようです。

編集

編集は、気になる部分のカットやつなぎをして編集します。本来ならプロにお任せしたいところですが、費用が掛かります。今は動画編集ソフトもたくさんありますので、簡易的なものなら自分で編集することも可能です。ソフトの使い方はYouTube上でも解説されているものがありますので、検索して参考にしてみてください。

編集が終わったら動画を確認してみましょう。ここで分かりにくい部分があるときは、字幕を入れたりすることでより見やすく、分かりやすくなります。

カットとつなぎ作業を行いました。

何度かチャレンジすることで必ず慣れてくると思います。完璧な動画を目指したいところですが、あれこれ考えるよりまずはやってみることが一番！重要ポイントの気付きや撮影・編集テクニックは作業

しながら覚えていきましょう。皆さんもチャレンジしてみたいでしょうか。

==== 動画撮影を行って ====

広報員 石瀬正毅(東京会)

ウェブによるセミナーの撮影は、午後1時から5時程度までを予定しておりましたが、その時間内に撮影機材等の設定、原稿の読み合わせ、スライドの修正等を同時に行いながらの撮影でしたので、時間は大幅に足りない感じでした。結果30分弱の動画撮影を3テイク撮影したところで時間切れとなりました。

さらに、撮影における反省点として、今回撮影したセミナーのタイトル「知っておきたい不動産登記の知識！」となっており、表示に関する登記の説明や、土地家屋調査士の紹介等、総論的な内容となっており、どのような方々がこのセミナーを視聴するのか、頭の中で視聴者のターゲットを絞りきれないままの説明になってしまったのが反省点として残りました。

試行錯誤しながら、広報部で進めていきたいと思っています。



広報キャラクター「地識くん」



筆界をあきらかに、未来をすこやかに。
日本土地家屋調査士会連合会
 Japan Federation of Land and House Investigators' Associations

日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム 調査士カルテ Map

住宅地図・ブルーマップ
 全国閲覧可能！
※ブルーマップはゼンリン保有地区に限る

著作権許諾証つき
 地図印刷！

地図上で事件簿
 管理ができます！

SIMA図示や
 多彩な地図検索！



「業務効率化」と「成果保全・管理・活用」を同時に実現
 このシステムの活用が所有者不明土地・空き家・空き地課題への対策・対応の一手に！

新作のご紹介 より便利に使うための動画をご用意しました

1 基本編

調査情報の登録・保管・共有や机上での事前確認ができるだけでなく、業界全体での課題解決や次世代への業務継承につなげることができます。

基本的な地図の利用方法を紹介します。

全国の住宅地図やゼンリン整備地区のブルーマップ、用途地域の閲覧や選択した地点の距離、面積の計測を行います。さらにSIMAデータの取り込みや表示、印刷等、調査士の業務で必要な地図関連機能が一つにまとまっています。

2 利活用編

地図上に事件データを登録していくことで、地図ベースで自身の扱った情報を蓄積していくことができます。

具体的にオススメの利用方法を紹介します。

事件情報を登録していくことで、自身の財産である事件情報を蓄積し、土地家屋調査士としての価値向上に役立てられます。

村の調査士が合併した事件簿を閲覧することができます。

こちらで公開中▶

調査士カルテ Map

アドレス▶ <https://www.zenrin.co.jp/go/ch21/kh>



詳細・お申し込みは、
 日本土地家屋調査士会連合会
 WEBサイトをご確認ください



日本土地家屋調査士会連合会

▼連合会 HP 右下のこちらのボタンをクリック



【お問合せ】

日本土地家屋調査士会連合会
 「調査士カルテ Map」問合せ窓口
 (E-mail) kartemap@chosashi.or.jp

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者

令和3年3月1日付

埼玉 2728 澤田 一穂
 千葉 2227 佐藤 壽將
 大阪 3392 青山 隆二
 京都 921 上野 隆信
 愛知 3048 中村奈央子
 愛知 3049 渡瀬 真輔
 愛知 3050 田中 真治
 愛知 3051 永田 敦士
 広島 1917 山崎 宏樹
 青森 784 蛭名昂一郎

令和3年3月10日付

東京 8183 和田 祐二
 神奈川 3156 吉澤 雄之
 神奈川 3157 森 祐太
 埼玉 2729 長谷川克仁
 埼玉 2730 渡部 健
 埼玉 2731 常山 泰央
 埼玉 2732 一條 和也
 千葉 2228 泉井 浩二
 千葉 2229 柳葉 雅希
 山梨 415 山下 和之
 大阪 3393 丸山 裕光
 大阪 3394 武井 康
 兵庫 2534 丸山 雅史
 兵庫 2535 船本 佑介
 滋賀 463 小川 一博
 愛知 3052 塚本 兼之
 愛知 3053 石崎 洋昭
 愛知 3054 鳥居隆志郎
 岐阜 1310 山本美代子
 岐阜 1311 山本 光希
 山口 988 内田 明宏
 福岡 2364 山口 洋平
 福岡 2365 石矢 純
 佐賀 559 中尾 平
 熊本 1227 士野 鋼浩
 沖縄 519 慶田元克次
 青森 785 高島 奈美
 青森 786 石田 和暉
 札幌 1224 大野 浩史
 函館 218 岡田 誠司
 香川 732 富田 和志
 愛媛 879 矢内原知久

令和3年3月22日付

東京 8184 平沢 篤士
 東京 8185 青沼 光泰
 東京 8186 阿部 有菜
 東京 8187 窪内 大将
 東京 8188 山中 学
 東京 8189 清水 実
 神奈川 3158 土屋 勝喬
 千葉 2230 豊泉孝一郎
 茨城 1487 加藤 学
 山梨 416 大石 裕
 山梨 417 石川 耕平
 京都 922 西村 和洋
 京都 923 中川 智至
 京都 924 伊丹 良平
 京都 925 永井 雄亮
 滋賀 464 曾根 康寛
 愛知 3055 加藤 和彦
 愛知 3056 祖父江和瑛
 愛知 3057 三浦 祐紀
 福井 454 丸岡 直樹
 福岡 2366 阿部 太亮
 福岡 2367 大矢 弘樹
 福岡 2368 田村 啓明
 福岡 2369 山中 浩司
 大分 855 馬場 保成
 宮崎 821 鎌田 亮介
 宮崎 822 河野 正治
 宮城 1060 寺島 和敏
 宮城 1061 若山 暖
 秋田 1044 伊藤 博之
 香川 733 澁川 学

登録取消し者

令和2年11月13日付

埼玉 2600 小針 洋平

令和2年12月17日付

愛媛 410 越智 武志

令和2年12月24日付

大阪 1205 武藤アツ子

令和2年12月27日付

福岡 1750 中島 啓司

令和3年1月9日付

兵庫 1735 前田 哲也

令和3年2月4日付

秋田 1010 有明 正巳

令和3年2月11日付

熊本 1003 宮原 昭元

令和3年2月21日付

石川 460 岡西 俊明

令和3年2月18日付

青森 657 伊吹 正

令和3年3月1日付

愛知 1637 大脇 憲門

宮城 895 小林 努

令和3年3月10日付

茨城 1048 伊藤 哲夫

静岡 1366 竹林 克巳

大阪 1288 岡田 修二

大阪 1765 中西 良一

大阪 3364 小川 曜

岐阜 782 吉田 隆義

福岡 1341 弦本 司郎

香川 460 横井 清英

令和3年3月22日付

埼玉 971 森島 忠男

千葉 1075 前田 皖司

長野 2240 南百瀬 正

長野 2358 早川 徹

大阪 3276 合田 慶三

京都 580 柴垣喜代子

兵庫 1457 福田 見正

愛知 1516 松本 正則

愛知 1743 杉浦 修

愛知 2198 藤田 典久

熊本 996 小屋松徹彦

宮城 433 鈴木健一郎

徳島 366 高野 等

愛媛 662 高藤 寛

ADR認定土地家屋調査士登録者

令和3年3月10日付

広島 1893 越智 寛高

令和3年3月22日付

宮崎 822 河野 正治

令和2年度臨時総会・第2回研修会報告

令和3年2月17日(水) 9時から13時までWeb環境を利用した令和2年度臨時総会・第2回研修会が開催されました。

例年この時期は、事業年度の中間報告と次年度に向けた事業計画の報告並びに検証を、2日間かけて全国の協会理事長が一同に会して、ホテルメトロポリタンエドモントにて開催していました。今年度は新型コロナウイルスの感染拡大により「緊急事態宣言」が発せられており、参集による会議ができないことから、昨年6月の令和2年度総会と同様、Web環境を利用した臨時総会・研修会となりました。

榊原会長から、コロナ対策に奮闘しておられる関係各位に感謝と労いの言葉、全公連会員に対しては昨年の土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウム開催の協力に対して感謝の言葉がありました。その後、令和2年度の事業経過報告、令和3年度の事業計画指針の説明がありました。

そして、日調連・全調政連・全公連と三位一体となって、可能な事業提案を速やかに検討し実行するために、必要な法改正に向けて連携し活動している。そのためには、我々協会が行う日々の業務の実績がカギとなる。官公署が申請する「筆界特定」の申請代理権の取得、改正された「土地基本法」により行政財産である土地の利用・管理に公嘱協会が関わる。このことが今後の公嘱協会の進むべき方向であるとの挨拶がありました。

その後、前段で臨時総会を開催し、後段で寶金講師による研修会を開催しました。

<令和2年度臨時総会>

臨時総会の議案は、以下のとおり上程されました。

- 第1号議案** 全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会会則改正(案)
審議の件
- 第2号議案** 全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会役員選任規則改正(案)
審議の件
- 第3号議案** 全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会入退会規則改正(案)
審議の件

現行の規則は設立当時に制定されたものであり、現状の連絡協議会としての活動と齟齬している。平成28年から全国の協会が公益法人に移行しており、その対応につき改正されていない。これらの理由により本則及び関連する条文の整理を行うものです。

さらに、現在の情勢を鑑み会議の開催並びに表決の承認を電子機器等を活用して行うことを明文化する。以上のとおり改正の提案主旨の説明があり、採決がされ承認されました。

臨時総会終了後、休憩を挟んで第2回の研修会が始まりました。

<第2回研修会>

題目 「一括譲与財産の管理業務をめぐる法的環境の変化について(一括譲与財産の管理業務に公嘱協会が果たすべき役割)」

講師 寶金敏明弁護士

平成12年から17年まで行われた「法定外公共物一括譲与」を題材に、政策の施行に至った経緯から譲



会長挨拶



越智議長、高橋副議長



寶金弁護士講演

与後の管理実態の実例を交えて、譲与財産の維持管理に公嘱協会が果たす役目についての内容であった。

譲与財産の財産については「地方分権推進法」の趣旨からすれば、登記嘱託をして譲与することが理念にあった。しかし、大量の登記事務処理が必要となり処理に要する期間も長期となることから簡便な手続により譲与し、譲与を受けた市町村が登記することになった。現状、市町村は不動産登記法にある「固定資産税を課することができない土地については表示に関する登記申請義務の規定は当分の間、適用しない」という規定を理由に登記申請を行っていない。

昨年「改正土地基本法」が施行され、第6条に土地所有者は「土地の利用及び管理並びに取引を行う責務を有する」と明記された。これは国・自治体に対しても同様の責務が発生する。このことを官公署に提言すべきである。公嘱協会は地域事情に精通した土地家屋調査士の集まりであり、登記業務の専門家集団である。これが設立の趣旨である。

違法行為を行っていて、それを解消するための法改正要望はダメである。現在の法律の解釈を突き詰めた上で法改正の要望をすべきである。

ここに公嘱協会の果たすべき役割がある、と講演された。

法定外公共物一括譲与の経緯が分かり、今後の業務推進のヒントとなった講演でした。

前日に機器及び通信状況を確認しての臨時総会・研修会でしたが、不具合も発生せず無事に終了することができました。モニター越しの会議でお互いの息遣いを感じることはできませんが、今後の会議・研修会の在り方の1つの方法であることを感じました。

以上のとおり、臨時総会・研修会が執り行われ終了した。

(全公連理事 安藤勘二)

■ 会議経過及び会議予定

2月17日	臨時総会及び第2回研修会(ホテルメトロポリタンエドモントからのweb配信)
3月9日	第6回正副会長会議(web)
3月30日	第7回正副会長会議(web)
4月5日	第1回役員選考委員会(web)
4月15日	第1回監査会(web)
4月16日	第1回理事会(web)
6月2～3日	第36回定時総会及び第1回研修会

ちょうさし俳壇

第432回



「花は葉に」

深谷 健吾

新調のスーツにも慣れ花は葉に
境内を狭しと駆けて祭馬
宿坊の京の筍づくしかな
パンを焼く香り漂ひ夏きざす

当季雑詠

深谷 健吾 選

茨城 島田

操

雛祝ひ主賓は母の膝に座す
彼岸会や母の遺影に励まさる
廃校の庭を自在に初つばめ
青空に一点の雲揚あやひばり雲雀

茨城

中原ひそむ

春蟬や巫女みこすり足で廊渡る
不器用に生きて悔いなし花は葉に
木漏れ日の寝椅子にひとり庭薄暑
遮断機の彼方に筑波山笑ふ

山形 柏屋

敏秋

ぼんやりと点る街灯春の雨
大吉の神籤みくじを結ぶ玉椿
三月や長寿の村にまた訃報
山すめ蕘忘れずに咲く隠れ沢

兵庫 小林

昌三

春風や屋台で一杯して帰宅
ふるさとの兄より届く芋植ゑる
曾祖父おぢいの植うえし大樹や椎の花
真つ直ぐなたう臺たいに青首花大根

今月の作品から

深谷 健吾

島田

操

青空に一点の雲揚雲雀

「揚雲雀」とは、春の季語「雲雀」の傍題。空高く舞い上がり、朗らかに囀さえずる雲雀は、春を代表する鳥である。畑地や、草原に巣を作るため、巣や地上から飛び立つときは、垂直に舞い上がって囀り続ける。鳴き止めて急降下するが、直接巣へ下ることはない。晴雨にかかわらず上空で高く囀り続けるのは雄で翼を激しく震わせて鳴く。古くから籠鳥として飼育され、人々に親しまれたが、今は保護鳥とされ捕獲を禁じられている。提句は、空の青さ・雲の白さ・雲雀の澄み渡る声など、春の到来の光景を活写した佳句である。

遮断機の彼方に筑波山笑ふ

中原ひそむ

「山笑ふ」は、春の季語。春になると山の樹々が芽吹き、花も咲き始め、明るく生氣に満ちた感じになって来る。その山の様子を「山笑ふ」と擬人的にいったのは、ユーモアもあって、如何にもしゃれた表現である。俳句では、春の山を「山笑ふ」・夏の山を「山滴る」・秋の山を「山装ふ」・冬の山を「山眠る」などの季語として使われている。どれも趣深い表現である。提句は、踏切の遮断機に止められた間の眼前の彼方の筑波山の光景の一句か。「遮断機」と「山笑ふ」との対照の妙。筑波山をユーモアのある春の季語の「山笑ふ」を使って詠まれたことにより、季節感の漂う素適な一句となった。

柏屋 敏秋

大吉の神籤を結ぶ玉椿

「玉椿」とは、春の季語。「椿」の傍題。本来は暖地の植物であり、わが国の椿は最も北方に分布する種類で、北は青森まで自生がある。日本産の藪椿と雪椿を中国産の唐椿と交配させ、今日では七十種を越す園芸品種がある。「玉椿」は、広辞苑によると椿の美称。長寿の木として祝賀の歌に多く使われる語でもある。提句は、御神籤を引いたら大吉。御神籤を結ぶ木を探していたら玉椿の木が。幸運にまた幸運が。偶然の一致か。今年は期待の膨らむ一年の予感が。俳句はいつでも、どこでも出来る。運を呼ぶ見事な時事俳句である。

小林 昌三

曾祖父の植えし大樹や椎の花

「椎の花」は、夏の季語。椎はブナ科の落葉高木で、暖地に自生するが庭木としてもよく植えられる。秋にできる種子を椎の実とって食用にし、また椎茸栽培の原木として利用され、古くから親しまれた木の一つである。五月末から六月にかけて雌雄異花を開く。一〇センチほどの穂のような花穂に細かな花をつけ、淡黄色で強烈な甘い香りを放つ。この香りは虫を誘うためのもので、椎の木が何本もある所ではむっと鼻をつくほどの香りが立ちこめる。提句は、曾祖父が植えて百年にもなる椎の木の大きな花穂の花に焦点を絞り、自宅の庭の光景を活写した佳句である。

人事異動 法務局・地方法務局

法務局・地方法務局における職員の人事異動が四月一日付けで行われましたので、その一部を左に紹介いたします。(○ 令和三年四月一日付け異動)

法務局	庁名	東京	大阪	名古屋	広島	仙台	札幌	高松
	局長	山西宏紀	末永雅之	鈴木裕治	大橋光典	大嶋琢治	富澤昭宏	松崎昭宏
民 事 行 政 部	総務部長	伊藤敏治 久保井浩美						
	部長	古谷剛司	山家史朗	中村雅人	坂野恵美	坂野和孝	横田二葉	加川義徳
登記情報官	次長	渡邊敬治						
	事務課長	川上洋一	橋本一彦	濱野久健	興作孝幸	潤信	正則博文	博文
登記情報官	事務課長	若月	高津	久郷	戸部琢也	井上	宮城	山本
	事務課長	横山巨	戸部	伊藤登志	井上	竹村	田原	安藤
登記情報官	事務課長	白井成彦	武田聡	山口	坂口	佐藤	高橋	石原万有里
	事務課長	菅生正暁	菅生正暁					
登記情報官	事務課長	神田正廣						
	事務課長	嶋田明彦						

地方法務局	庁名	東京	大阪	名古屋	福岡	広島	仙台	札幌
	局長	菅原武志	西田正延	東方良司	中村誠	唐澤芳昭	後藤茂	長野野
民 事 行 政 部	総務部長	中島仁志	小松淳也	林健児	竹内秀明	島貫正雄	大野正雄	竹内秀明
	部長	前野政彦	小杉悦子	安藤直人	小池正大	島津直也	杉山典子	杉山典子
登記情報官	事務課長	古屋政人	藤田正勝	藤田正勝	佐藤美智代	山森航太	八代光央	増田和洋
	事務課長	田中明	高井幸治	菊池寛之	森聡子	南野健一	下平和也	杉山元
登記情報官	事務課長	山崎清	松尾力実	佐久間和美	佐々木直人	酒井秀明	新井忠朝	井ノ口忠朝
	事務課長	北村徹	北村徹	森山昌弘	山本貴典	山本貴典	山本貴典	山本貴典
登記情報官	事務課長	木曾田泰宏	木曾田泰宏	木曾田泰宏	木曾田泰宏	木曾田泰宏	木曾田泰宏	木曾田泰宏
	事務課長	後藤銳輝	後藤銳輝	後藤銳輝	後藤銳輝	後藤銳輝	後藤銳輝	後藤銳輝

日調連ウェブサイト更新情報

日調連ウェブサイトを随時更新しています！！
詳しい内容は、当ウェブサイトをご覧ください。



広報キャラクター「ちしき 地識くん」

情報公開

土地家屋調査士報酬ガイド(令和元年度版)について

本ガイドは、土地家屋調査士報酬の目安について、令和元年度に実施した「土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査」の調査結果を基に作成しました。

本ガイドにおいて紹介した事例は、土地家屋調査士業務の一例であり、依頼される現場の状況等によって費用が異なりますので、あくまでも目安としてご利用ください。

URL <https://www.chosashi.or.jp/association/disclosure/reward/>

出版物のご紹介

会報「土地家屋調査士」について

2・3月号を掲載しています。

URL <https://www.chosashi.or.jp/activities/publications/newsletter/>

特別研修(法務大臣指定研修)

第16回土地家屋調査士特別研修について

受講者募集を開始します。申込み及び締切りについては、所属する土地家屋調査士会(有資格者の方は、居住地の都道府県にある土地家屋調査士会)にお問合せください。

URL <https://www.chosashi.or.jp/activities/training/special/boshu/>

第15回土地家屋調査士特別研修について

考査の問題用紙及び解答・出題趣旨・配点について掲載しています。

URL <https://www.chosashi.or.jp/activities/training/special/>

新人研修

令和3年度土地家屋調査士新人研修の実施について

日本土地家屋調査士会連合会は、新入会員、新人研修未修了者の皆様を対象として新人研修を実施しています。

URL <https://www.chosashi.or.jp/activities/training/newcomers/>

会員の広場

— 会員の方へのお知らせ —

会員専用ページにて更新情報がありますのでご確認ください。

URL <https://www.chosashi.or.jp/members/>

～ IDをお持ちでない方 「新規ユーザー登録」からID申請について ～

※ID申請後、3日(土日祝日及び年末年始を除く)たってもID がメールで届かない場合、その旨を連合会へお知らせください。

※「会員の広場」は、2011年5月に登録方法が変わりました。

2011年5月以前に登録されたID・パスワードはご利用にはなれませんので、改めて登録をお願いします。

お知らせ

土地家屋調査士2022年オリジナルカレンダー

西洋古版日本図

「土地家屋調査士オリジナルカレンダー」は好評につき今年で22回目を迎えました。ご購入を希望される方は、下記の内容をお含みいただき、別途送付予定の「お申込みのご案内」裏面の「注文書」か下欄に必要事項をご記入の上、FAXにて下記広告代理店までお申込みください。



調査士会名 (ネーム入れ例) 個人事務所名

- 送料 = 梱包1箱あたりの料金×梱包箱数
- 梱包1箱あたり1本～50本まで入ります。
- 離島は別途。 ●消費税含む。

価 格	シンボルマークのみ	調査士会名入り	調査士会名+個人事務所名入り
	1本 513円	1本 680円	1本 680円
販売ロット	1本から	50本以上	50本以上
申込締切	2021年8月31日(火)		
納品予定	2021年11月上旬		
仕 様	H530mm×W380mm・13枚綴り・紙製ヘッダー		

お申込み
締 切 り

▼

**2021年
8月31日(火)**

お 申 込 み に あ た っ て

- 上記の注文書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。ただし注文書が無い場合は、下記に記入の上お申込みいただくことも可能です。
 - A) シンボルマークのみ入り
 - B) 調査士会名入り
 - C) 調査士会名+個人事務所名入り
 ただしB)、C) タイプについては、50本以上から申し受けれます。
- ネーム入りの文字色はスミ(黒)、書体は統一とさせていただきます。左記の(ネーム入れ例)参照ください。
- 商品の発送料については誠に恐れ入りますが申込者のご負担となります。
- 商品は2021年10月下旬～11月上旬頃お届けできる予定です。その際に、商品代金および送料を配達員にお支払いください(代金引換えお届け)。
- 送料は料金改定などにより変更する場合がございます。

梱包1箱あたりの料金		
右記以外の国内	青森、岩手、秋田、宮城、福島、山形	北海道、沖縄
1,296円	1,512円	2,700円

ご注文は FAX:06-6467-8949

大毎広告株式会社 TEL 06-6467-8948

〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-6-10 肥後橋渡辺ビル7階 カレンダー担当/大森良太・松本佐奈恵

FAX注文書 必要事項を下欄に記入の上、FAXでお送りください。 **FAX:06-6467-8949**

■ご注文本数

A)シンボルマークのみ 1本 513円 <input type="text"/> 本	B)調査士会名入り(50本以上) 1本 680円 <input type="text"/> 本	C)調査士会名+個人事務所名入り(50本以上) 1本 680円 <input type="text"/> 本
--	---	--

※税込

ネーム入れ原稿

前年通り

新ネーム

2021年のカレンダーと同じネーム入れをご希望の方は○で囲んでください。その場合は、総額から2,100円の割引となります。

新しくネーム入れをご希望の方は下欄にご記入ください。

■ネーム

肩書	(20字以内)	
事務所名	(15字以内)	TEL () -
住所 〒		FAX () -
E-mail		調査士会名

■以上のとおり申込みます。 2021年 月 日

お名前(または事務所名)	印	TEL () -
	連絡先	FAX () -

カレンダーお届け先 お届け先がネーム住所と同じ場合は○で囲んでください。 ネーム住所と同じ

受付欄

※いただいた個人情報は土地家屋調査士オリジナルカレンダー作業にのみ使用させていただきます。また、本注文書からの申込をもって、個人情報の弊社取扱いにご同意いただいたものとさせていただきます。

富山会

「ラジオ出演レポート」

魚津支部 石井 徹



『らんどまーく』第368号

9月24日に、10月3日に行われた不動産表示登記無料相談会の宣伝のため、KNBラジオの『でるラジ』という生放送番組内の「千客万来！いらっしゃ〜い先生！勉強になります」という番組に出演致しました。

私自身、家ではテレビのアンテナを引いていなく、ラジオを聴く生活が日常になっていたこともあり、依頼を受けた時は是非という思いで依頼を引き受けました。

当日は受付で手続きを済ませた後、すぐにスタジオに入って放送が始まりました。

アナウンサーの小林淳子さんとは、事前に電話で打合せしていたこともあり、スムーズに放送に

入っていけました。

私が土地家屋調査士に至った経緯や、ブラジルでの2年間の生活のこと、その後、高校のサッカー部の監督として活動した8年間での事などをお話して、最後にメインである不動産表示登記無料相談会の宣伝を無事に終えて、アツという間の15分で番組が終了しました。

番組終了後に、小林淳子アナウンサーと少しお話をし、応援に来て頂いた澤田広報部長と池田広報委員と記念撮影をして、KNBを後にしました。

その後、調査士会に無事番組を終えられた報告をして解散となりました。

憧れのラジオ番組に出演することができた高揚感を嘸みしめながら、帰りの車で頂いた番組を録音したCDを聞きながら家路につきました。

「そうですね」という返答が多すぎたことや、今後の将来の夢などをもう少しうまく話すことができれば良かったなど反省しつつ、土地家屋調査士になって、今回のような、貴重な体験をすることが出来て、本当に嬉しく思いました。

また、今後も、ラジオ出演等のような機会で、土地家屋調査士会の発展に協力して行こうと思いました。





本号の表紙をご覧いただけただけでしょうか？青森会の赤平裕記会員撮影の、題して『みんなで描こう！！田んぼアート』です。写真のように田植えがされた後、どのような田んぼの絵が完成されたかは、連合会ホームページ内、出版物のご紹介、会報のバックナンバー、2018年11月号(No.742) 16ページの「ローマの休日」の絵、2019年11月号(No.754) 18ページの「おしん」の絵をご覧いただければと思います。田んぼが素晴らしい絵となっていますので、是非ご覧ください。

コロナ禍で、この写真のように集まって何かを行う機会が減りました。会報の記事もそうですが、研修会やシンポジウムの取材、会議等は、オンラインによる参加が多くなりました。

こんな時代ですので、写真から感じるような親子、友人、仲間とのつながりを意識して日々暮らしていきたいものです。

広報員 石瀬正毅(東京)

土地家屋調査士

発行者 会長 國吉 正和

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[©]

毎月1回15日発行

定価 1部 100円
1年分 1,200円
(送料別)

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：https://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社

